

令和3年度
包括外部監査の結果報告書

(テーマ) 県有財産総合管理（ファシリティマネジメント）
の実施状況について

令和4年3月

山形県包括外部監査人

柴田真人

第1章	包括外部監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	特定の事件を選定した理由について	1
4	包括外部監査の実施期間	2
5	包括外部監査の対象期間	2
6	包括外部監査の方法	2
7	包括外部監査人および補助者の氏名・資格	3
8	利害関係	3
第2章	包括外部監査対象の概要	4
第1	県有財産の状況	4
1	財産の分類・定義	4
2	令和2年度末の公有財産及び物品の状況	6
3	直近10年間の推移	7
第2	基本方針に基づく取組み	9
1	基本方針の前提	9
2	基本方針における県の課題認識	10
3	基本方針の目的達成のための3つの取組みの柱	13
4	これまでの取組み	14
5	県有施設の更新に要する費用の試算	18
6	推進体制及び工程	19
7	基本方針の見直しについて	21
8	基本方針における対象財産と包括外部監査の対象財産	22
第3	監査の対象とした施設等	23
1	抽出基準	23
2	抽出件数	24

3	監査の対象とした施設等	24
第3章	包括外部監査手続の概要	26
1	基本方針等に係る全般的な取組みの検討のために実施した監査手続	26
2	個別の施設等の検討のために実施した監査手続	31
3	過年度包括外部監査結果の措置状況の確認のために実施した監査手続	37
第4章	包括外部監査の結果	38
1	監査の結果及び意見について	38
2	監査要点ごとの指摘事項及び意見の分布	39
3	監査の結果及び意見（各論）の要約リスト	40
第5章	監査の結果（各論）	77
第1	FM基本方針.....	77
1	目標の達成状況	77
2	「県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減」のための具体的な取組み	84
3	「県有財産の有効活用」のための具体的な取組み	92
4	「県有財産の総量縮小」のための具体的な取組み	94
第2	施設アセスメントと個別施設計画	95
1	施設アセスメント	95
2	山形県県有建物長寿命化計画（公共施設）	103
3	山形県県有建物長寿命化計画（その他庁舎等）	110
4	山形県県有建物長寿命化計画（職員公舎）	116
5	山形県立学校施設長寿命化計画	122
6	山形県警察施設長寿命化計画	131
7	山形県県営住宅長寿命化計画	137
第3	未利用財産の利活用・売却と普通財産	146
1	未利用財産の利活用・売却等に関する意思決定プロセス	146
2	未利用財産・普通財産の売却	149

3	普通財産の貸付け	154
第4	地方公会計制度の活用	162
第5	物品管理	168
第6	個別の施設等	171
1	山形県郷土館	171
2	山形県県民の海・プール	187
3	県民の森（森林学習展示館）	197
4	置賜文化ホール	204
5	山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館	219
6	山形県青年の家	230
7	山形県立博物館	240
8	山形県神室少年自然の家	248
9	山形県職員会館あこや会館	256
10	産業技術短期大学校庄内校	265
11	庄内総合支庁（分庁舎を含む）	274
12	栽培漁業センター	281
13	工業技術センター	288
14	内水面水産研究所	304
15	高度技術研究開発センター	309
16	教育センター	316
17	山形第16号職員アパート	324
18	山形警第9号職員アパート	334
19	山形東高等学校	344
20	遊佐高等学校	353
21	新庄神室産業高等学校	366

22	米沢養護学校	374
23	山形県総合交通安全センター	382
24	天童警察署	391
25	県営五十鈴アパート	397
26	県営飯塚住宅	404
27	元蔵王西部牧場	411
28	元三川第3号職員アパート	416
29	警察職員福祉施設パラシオもがみ	420
30	酒田北港地区	423

第1章 包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号。以下、「法」という。）第252条の37第1項および第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

県有財産総合管理（ファシリティマネジメント）の実施状況について

3 特定の事件を選定した理由について

「山形県県有財産総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針」（平成29年12月改訂）（以下、「基本方針」という。）によれば、県が保有する財産は行政サービスの向上に伴って増加してきた経緯から膨大な量となっており、特に、1970年代以降に整備された多くの施設がこれから更新・大規模改修の時期を迎え、多額の財政需要が見込まれる状況にある。

県は、今後、人口減少・少子高齢化等により公共施設等の利用需要の変化が予想される中で、将来にわたって県民に対する行政サービスの維持向上を図るため、経営的な視点を重視する管理手法としてファシリティマネジメントを導入し、当該基本方針を策定・運用することにより、県有財産の総合的な管理に取り組んでいる。

令和3年3月に県が策定した「山形県行財政改革推進プラン2021」においても、行財政改革に係る取組みの二つ目の柱である「リスクに柔軟に対応し健全で持続可能な行財政基盤の確立」のための施策の一つとして「県有財産の総合的な管理・運用」を掲げており、基本方針に基づき、県が保有する財産等を経営資源と捉え、全庁的かつ長期的な視点に立ち、計画的な予防保全による長寿命化や、県有施設の効率的な利用による管理経費等の縮減、未利用財産の売却処分等による歳入確保などを推進することとしている。

こうした状況を踏まえると、県のファシリティマネジメントに関する取組みは重要であり、また、令和3年3月に基本方針に基づく個別施設計画の策定が完了したところであることから、ファシリティマネジメントの実施状況について、行政コストの収支分析を踏まえて有効性、効率性及び経済性等の観点で監査することは意義が大きいと考え、今回の包括外部監査のテーマとして選定した。

4 包括外部監査の実施期間

令和3年4月から令和4年3月までの期間、監査を実施した。

5 包括外部監査の対象期間

原則として令和2年度分の執行分（必要に応じて他の年度分も対象とした。）

6 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 県のファシリティマネジメントの取組みは、効果的・効率的に実施されているか
- ② 行政コストの発生状況を踏まえて、県が財産を保有する意義、県民のニーズはあるか
- ③ 施設の老朽化・利用状況・同種施設の設置状況等を踏まえて、規模や配置の状況は適切か
- ④ 今後の更新計画が、基本方針に基づく個別施設計画等において具体化されているか
- ⑤ 財産に係る使用料の受益者負担の水準は適正か
- ⑥ 未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組み又は普通財産への移管・処分等が適切に行われているか
- ⑦ 財産（公有財産、物品）の取得、貸付け（減免を含む）、処分及び管理に係る事務手続きは適切か

(2) 監査手続

- ① 基本方針及び個別施設計画の策定・管理状況、地方公会計制度のファシリティマネジメントへの活用状況、未利用財産に関する取組みの状況等について事前ヒアリングを行い、監査対象を抽出した。
- ② 抽出した監査対象についてアンケート調査を実施し、行政コスト（建設コスト及び今後の更新費用を含む）の発生状況、利用状況、使用料の決定根拠等について把握した。
- ③ 対象施設を視察し、アンケート調査に対する回答を踏まえて、監査要点に基づくヒアリング及び資料の閲覧を実施した。
- ④ 過年度に県有財産をテーマとした包括外部監査の結果及び意見について、措置後に発生した同様の状況においても考慮されているか確認した。

⑤ その他監査の過程で必要と判断した手続を実施した。

7 包括外部監査人および補助者の氏名・資格

(1) 包括外部監査人

公認会計士 柴田 真人

(2) 補助者

公認会計士 吉沢 公人

公認会計士 富樫 研輔

公認会計士 松田 卓也

公認会計士 浅野 和宏

公認会計士 齋藤 翔太

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人および補助者は、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 包括外部監査対象の概要

第1 県有財産の状況

1 財産の分類・定義

財産は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第237条第1項において規定されており、「公有財産」、「物品」及び「債権」並びに「基金」に分類される。

今回の監査においては、このうち「公有財産」を主な監査対象とした上で、対象とした施設内で管理されている「物品」についても監査手続の対象としているため、当報告書第2章第1ではこの2種類の財産の状況について説明する。

(1) 公有財産

公有財産は、地方自治法第238条第1項において、次のとおり、その範囲が規定されている。

地方自治法より抜粋

（公有財産の範囲及び分類）

第238条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

- 1 不動産
- 2 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
- 3 前2号に掲げる不動産及び動産の従物
- 4 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- 5 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- 6 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
- 7 出資による権利
- 8 財産の信託の受益権

公有財産は、地方自治法第238条第3項及び第4項で、「行政財産」と「普通財産」に分類され、さらに行政財産は「公用財産」と「公共用財産」に分類される。

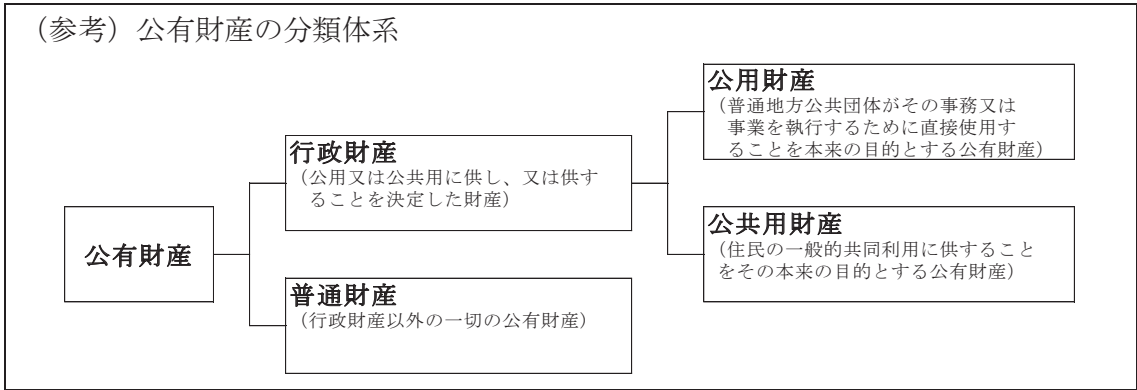
地方自治法より抜粋

（公有財産の範囲及び分類）

第238条 （省略）

- 3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。



(出典：基本方針 p. 3)

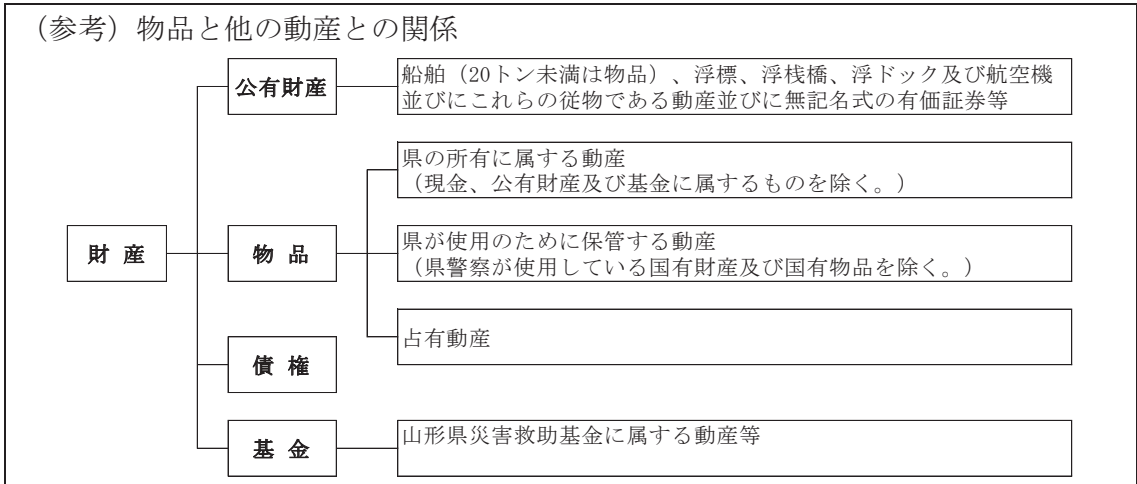
(2) 物品

物品は、地方自治法第 239 条第 1 項において、次のとおり定められている。

地方自治法より抜粋
(物品)

第 239 条 この法律において「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産（政令で定める動産を除く。）をいう。

- 1 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）
- 2 公有財産に属するもの
- 3 基金に属するもの



(出典：山形県「会計事務の手引」)

2 令和2年度末の公有財産及び物品の状況

県が令和2年度末に保有する公有財産及び物品は、次のとおりである。

(1) 公有財産

(単位：㎡、%)

分類	区分		土地		建物	
			地積	構成比	延面積	構成比
行政財産	公用財産	本庁舎	81,163.68	0.39	38,292.17	2.07
		県議会議事堂		0.00	13,128.38	0.71
		警察施設	378,175.41	1.83	106,797.64	5.76
		公舎		0.00		0.00
		その他公用施設	6,285,179.14	30.40	358,367.40	19.34
	公共用財産	学校	3,304,058.94	15.98	783,895.66	42.30
		公営住宅	335,980.02	1.62	255,096.99	13.77
		その他公共用施設	3,655,222.59	17.68	111,951.99	6.04
	山林	4,200,736.31	20.32	343.60	0.02	
	計	18,240,516.09	88.22	1,667,873.83	90.00	
普通財産	その他の財産		1,430,512.77	6.92	64,874.40	3.50
	一般公舎		86,564.52	0.42	52,906.50	2.85
	警察公舎		105,635.12	0.51	67,524.55	3.64
	山林		56,408.07	0.27		0.00
		計	1,679,120.48	8.12	185,305.45	10.00
土地取得事業特別会計財産			757,458.45	3.66		0.00
	合計	20,677,095.02	100.00	1,853,179.28	100.00	

(出典：令和2年度「財産に関する調書」)

(2) 物品 (備品)

(単位：個・台他、千円)

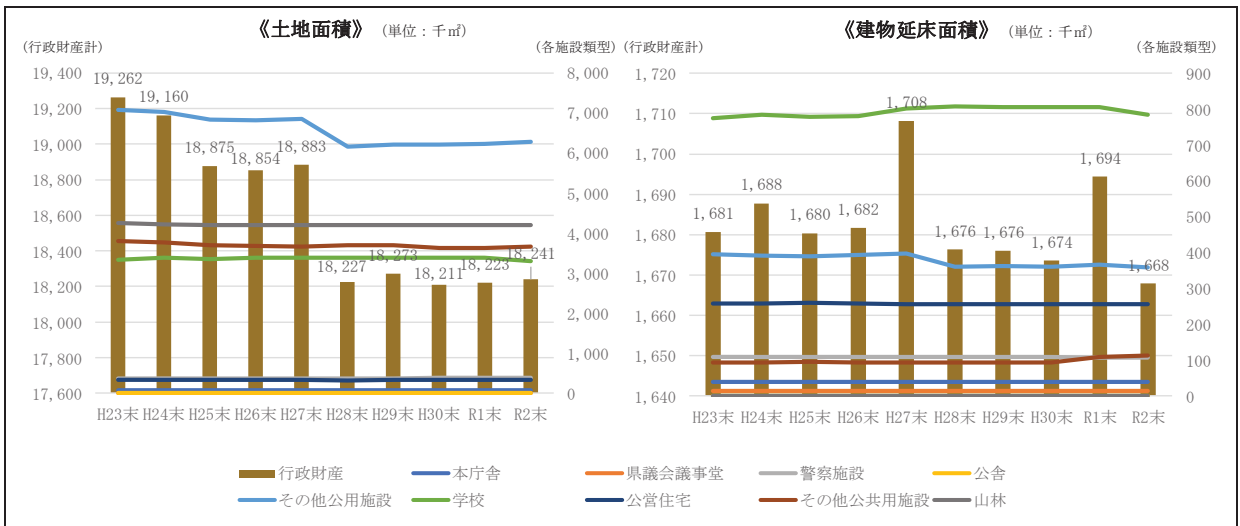
分類	数量	取得額又は評価額
庁用器具	138	697,726
事務用器具	18	157,659
船・車及び同用具	1,718	14,302,863
標本及び見本品	7	31,981
教養・体育用品	102	716,443
機械・器具	1,436	10,820,365
図書	0	0
その他	17	57,128
動物	10	9,596
計	3,446	26,793,763

(出典：令和2年度「財産に関する調書」)

3 直近 10 年間の推移

県が平成 23 年度末から令和 2 年度末までの 10 年間に保有する公有財産（行政財産、普通財産）の面積及び物品取得額等は、次のとおりである。

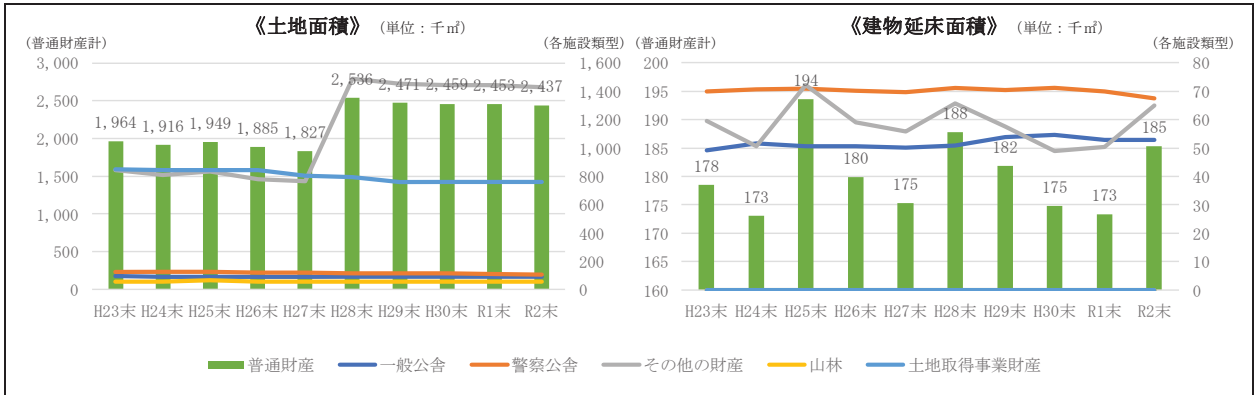
(1) 行政財産



土地については、平成 28 年度に県立障がい者等施設 6 施設の運営を見直し、山形県社会福祉事業団に移譲したことに伴い、行政財産としての用途廃止が行われ、730 千㎡減少している。

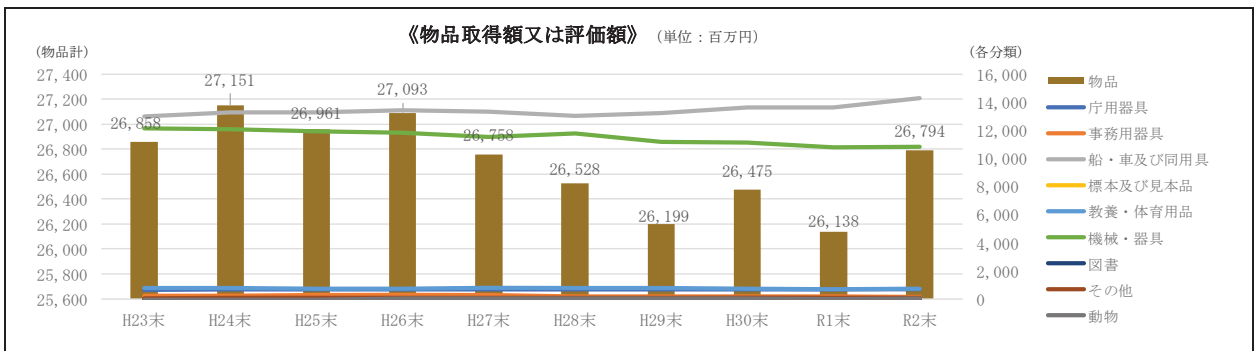
建物については、平成 27 年度に山形県立東桜学館中学校・高等学校の新築により 18 千㎡、令和元年度に山形県総合文化芸術館の新築により 15 千㎡増加している。一方で、平成 28 年度に上記県立障がい者等施設 6 施設の運営見直しに伴う用途廃止により 35 千㎡、令和 2 年度に旧山形県立楯岡高等学校の用途廃止により 11 千㎡減少している。

(2) 普通財産等



平成 28 年度の土地・建物の増加については、(1)行政財産の説明のとおりである。その他に、建物について令和 2 年度に県民会館の用途廃止により 9 千㎡増加している。

(3) 物品



物品取得額又は評価額については、減少傾向にあったが、令和 2 年度に各総合支庁で使用する特殊自動車（除雪車 18 台）を新たに購入したことにより、増加している。

第2 基本方針に基づく取組み

1 基本方針の前提

(出典：基本方針 p. 1-2 「はじめに」)

(1) 作成の目的

当基本方針は、県民に対する必要な行政サービスを将来にわたって維持向上させていくため、経営的な視点から県有財産の総合的な管理・活用を図ることを目的として策定された。

当初、平成 26 年 12 月にインフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月インフラ老朽化対策の推進に関する省庁連絡会議決定）に基づき、県のインフラ長寿命化計画（行動計画）である「公共施設等総合管理計画」を兼ねるものとして策定され、3 年経過後の平成 29 年 12 月に、この間の取組状況や情勢の変化等を踏まえて改訂されたものである。

(2) 対象財産

基本方針では、公有財産である全ての県有地・県有施設及びその従物並びに県が管理・借用している土地・施設（一般財産、インフラ資産、公営企業資産）を対象としている。

一般財産	庁舎、学校、福祉施設等（山形県公有財産規則適用財産）
インフラ資産	道路、河川、空港、港湾及び漁港等
公営企業資産	企業局事業（電気事業、工業用水道事業、公営企業資産運用事業、水道用水供給事業）及び病院事業に係る資産

(3) 目標指標

分野	指標	数値目標
歳入	県有財産の売却、有効活用による歳入	3 億円／年
トータルコスト	一般財産施設に係る県民 1 人当たりの負担額	平成 25 年度実績（15,900 円）以下を維持

(4) 計画期間

平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間

2 基本方針における県の課題認識

(出典：基本方針 p. 8-12 「(2) 課題」)

(1) 施設の老朽化

① 一般財産（建物）

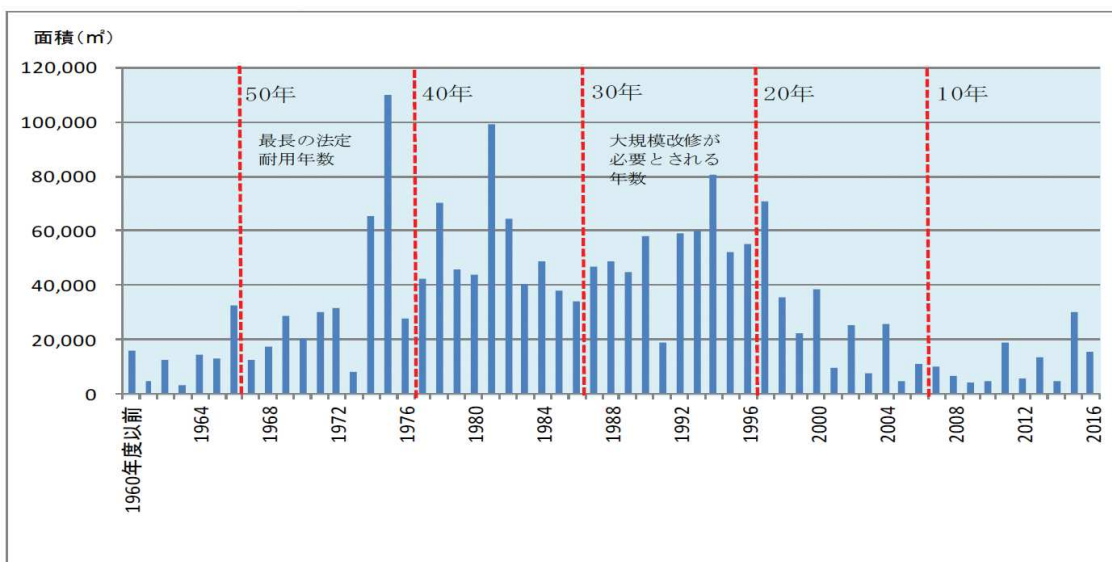
県が保有する一般財産の建物は、1970年代（昭和45年）から1990年代（平成11年）までに整備されたものが約79%を占め、1975年、1980年代前半及び1995年前後に建築のピークが到来している。

公有財産台帳に登録されている建物4,220棟の平均築年数は31年で、一般的に大規模な改修工事が必要とされる建築後30年を経過した建物が、延床面積割合で全体の約52%に達するなど老朽化が進行している。仮に平成28年度末現在の延床面積をそのまま保持した場合、10年後には、建築後30年を経過した建物が全体の約80%に急増するほか、1970年代に建築された建物が、最長法定耐用年数である50年に到達することになる。

このままでは将来の大規模改修や建替えに係る費用が増大し、大きな財政負担となることが予想されるとともに、適切な対策を講じないと、建物の安全性や運営、県民サービスの提供に支障が生じることが危惧される。

【建物（一般財産）建築年度別延床面積】

平成29年3月末現在



② インフラ資産

1955年（昭和30年）から1975年（昭和50年）頃の高度経済成長期に整備された多くの施設がこれから更新時期を迎える。

例えば、橋梁については、2,378橋のうち建設後50年以上を経過した橋梁が、

20年後には全体の6割に達する見込みである。

【インフラ資産】（主なもの）

平成29年3月末現在

区分	施設等	施設数等	建設後50年以上経過する施設の割合			備考
			H29.3月末	10年後	20年後	
道路	橋梁	2,378橋	21.0%	47.9%	68.8%	施設数割合
	トンネル	58本	8.6%	17.2%	43.1%	施設数割合
都市公園 (公園・緑地)	運動施設、トイレ、柵、照明灯等	6,968施設	0.0%	0.0%	14.7%	施設数割合
河川	ダム	12基	25.0%	33.3%	58.3%	施設数割合
	水門・樋門・排水機場等	496施設	8.3%	41.3%	76.0%	施設数割合
海岸	護岸	12.011km	46.0%	58.0%	98.0%	施設延長割合
砂防	砂防えん堤、床固工	1,533基	22.2%	44.4%	61.4%	施設数割合
下水道施設	管渠	161.9km	0.0%	0.0%	14.5%	施設延長割合
港湾施設	港湾	420施設	17.6%	43.3%	64.0%	施設数割合
空港施設	空港	2空港、1ヘリポート	33.3%	33.3%	33.3%	施設数割合
漁港施設	漁港	6漁港	12.8%	29.7%	67.1%	施設延長割合

・施設数については、建設年度不明の施設数を除く。

③ 公営企業資産

1960年（昭和35年）代から1970年（昭和45年）代に整備された県立病院が更新時期を迎えている。

【公営企業資産】（主なもの）

平成29年3月末現在

区分	施設等	施設数等	建設後50年以上経過する施設の割合			備考
			H29.3月末	10年後	20年後	
水道用水供給事業施設	広域水道	4事業	0%	0%	59.8%	管路延長割合
病院事業	県立病院	4病院	建設後30年以上経過する施設の割合			面積割合
			35.3%			

(2) 厳しい財政状況

県の財政は、社会保障関係経費（一般行政費に含む）の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、今後も財源不足額が見込まれ、引き続き厳しい状況が想定される。

このような状況においては、財政負担を軽減させるため、土地・建物などの県有財産の総量を縮小し将来にわたる資産保有に要するコストを縮減するとともに、効率的な管理・効果的な利活用を行うなどの取組みが一層求められる。

(3) 人口減少・少子高齢化への対応

県は、今後予測される人口の動向について、「山形県人口ビジョン（令和2年改訂版）」において、次のとおり分析している。

「山形県人口ビジョン（令和2年改訂版）」より抜粋

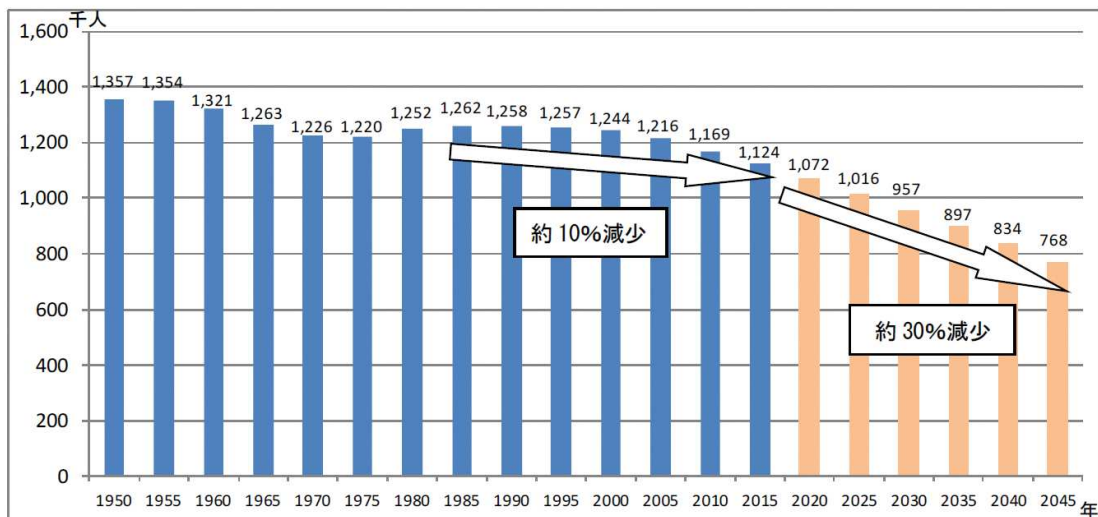
2 今後予測される人口の動向

(1) 人口の将来推計

本県の総人口は、1985年（昭和60年）から2015年（平成27年）の30年間で約10%減少してきた。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2015年（平成27年）から2045年（令和27年）の30年間で、総人口が約30%減少すると推計されている。

【図表10 人口の将来推計（山形県）】



【出典】総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（H30）

県においては、全国に先んじて高齢化が進行しているが、今後、さらに少子高齢化を伴う人口減少が進むことが予想されている。

人口増や施設ニーズの拡大に合わせて整備されてきた様々な県有施設（建物）は、人口減少に伴いその量が余剰となる可能性があり、個々の施設用途について不足する場合はあっても、全体数が増加する状況にはない。今後は、人口構成の変化に合わせた施設の機能やあり方の見直しも必要になる。

一方、インフラ資産及び公営企業資産については、人口減少が進展する状況においても、県民生活や地域社会を守るための機能維持や新たな整備が必要な面もある。

(4) 環境配慮・省エネ要請に対する対応

地球温暖化をはじめ環境問題による将来の深刻な事態が危惧されている中で、県有施設に関しても再生可能エネルギーの導入など環境に配慮した整備や適切な維持管理による省エネルギーの徹底、施設の長寿命化による建設廃棄物の発生抑制など、環境負荷の低減に向けた対策が求められている。

(5) 全庁的なマネジメントの必要性

県有財産を経営的な視点で総合的に管理、活用するファシリティマネジメントの取組みを全庁的に推進するために、平成 25 年 5 月に「山形県県有財産総合管理推進本部」を設置するとともに、翌平成 26 年 12 月には「山形県県有財産総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針」を策定した。

今後はこうした枠組みを活かし、全庁的なマネジメントを進めていく必要がある。

3 基本方針の目的達成のための 3 つの取組みの柱

県では、認識している課題を踏まえ、次の 3 つを基本方針の目的達成のための取組みの柱としている。

取組みの柱	施策の概要	目的
1 県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減	計画的な予防保全による長寿命化を推進し、施設性能の維持向上を図る	トータルコストの縮減 財政負担の平準化
	個別施設計画を策定し、これに基づく戦略的な維持管理・更新等を推進する	
2 県有財産の有効活用	未利用施設や庁舎（一般財産）の空きスペース、敷地の民間等への貸付や転用	収入確保
	企業広告の拡大	
3 県有財産の総量縮小	未利用地の積極的な売却、施設（一般財産）の転用・集約、利活用が見込めない施設の解体等を進める	収入確保 施設の維持管理費等の削減
	インフラ資産・公営企業資産（土地を除く）については、県民の暮らしや産業・経済活動、地域社会を支える基盤として、予防保全型の管理による機能維持・向上に取り組む	

(出典：基本方針 p. 18)

4 これまでの取組み

(1) 県有施設の長寿命化

インフラ資産及び公営企業資産については、次の表のとおり、平成 19 年度より施設ごとに長寿命化計画を策定し、計画に基づく維持管理を実施している。

対象	計画名(策定年度)	対象施設数	取組事項	
道 路	舗装	山形県道路舗装長寿命化修繕計画(H23)	2,819km	路面性状調査、試験舗装等の各種調査により舗装状況を把握し、計画的かつ効率的な舗装修繕を実施。
	橋梁	山形県橋梁長寿命化修繕計画(H19 策定、毎年改訂)	2,378 橋	平成 27 年度末時点における要対策橋梁 535 橋について計画的な補修を実施。
	トンネル	山形県道路トンネル長寿命化基本方針(H24)	58 箇所	平成 23 年度から長寿命化のための定期点検(平成 25 年度末まで完了)と調査・対策を実施。長寿命化計画は点検結果に基づいて更新。
都市公園	山形県公園施設長寿命化計画(H21 策定、H25 見直し)	9 公園	公園利用者の安全性の確保及びライフサイクルコスト削減の観点から、公園施設の適切な修繕(改築)や長寿命化対策など、計画的な維持管理を実施。	
河川管理施設	山形県河川管理施設長寿命化計画(H21～)	496 施設	社会影響度や健全度等による総合的評価に基づき、優先度の高い施設から順次、修繕・更新を実施。	
	ダム長寿命化計画(H26～)	12 ダム	点検整備基準に基づき施設の点検・診断と対策工事を実施。 H28 年度末：策定済 8 ダム	
海岸保全施設	山形沿岸海岸保全施設老朽化対策計画(H28～)	14 地区海岸	施設の健全度評価に基づき、優先度の高い施設から順次、修繕・更新を実施。	
砂防関係施設	山形県砂防関係施設機能保全計画(H23 策定、H26 改定)	4,459 施設	施設の損傷の状況や土砂流出等による機能への影響等を的確に把握し、計画的な施設の改築・補修等を実施。	
下水道施設	山形県流域下水道長寿命化計画(H23～)	4 処理区	汚水処理設備等について、健全度等による評価に基づき、優先度の高いものから更新を実施。	
港湾施設	維持管理計画(H21～)	420 施設	優先度の高い施設から補修を実施。 H28 年度末：策定済 245 (国所有 36 施設、県所有 384 施設)	
空港施設	長寿命化修繕計画(H26～H27)	2 空港	平成 24 年度から空港土木施設(滑走路、誘導路等)の状況調査を実施。 平成 27 年度より、計画に基づき点検を行い、優先度の高い施設から修繕を実施。	
農業水利施設	機能保全計画(H19～)	1,511 施設	基幹水利施設の計画的な機能診断・機能保全計画策定に取組んでおり、その調査結果に基づき必要に応じた補修・更新等を行う対策工事を実施。 H28 年度末：策定済 330 施設。	
漁港施設	機能保全計画(H22～)	6 漁港	県管理の 6 漁港において機能保全計画を策定済。今後は機能保全計画に基づき、対策工事を実施。	
公営企業資産 (企業局事業)	山形県企業局中期経営計画(H22～)	13 水力発電所 5 浄水場 等	アセットマネジメントの実践等による効率的な維持管理と施設の長寿命化を実施。	
公営企業資産 (病院事業局事業)	山形県病院事業局中期経営計画(H27～)	4 病院	施設長寿命化のための計画的な更新・修繕等を実施。	

(出典：基本方針 p. 13)

一般財産については、各所管省庁からの技術的な助言等に従い、次のとおり、令和2年度までに個別施設計画の策定や既存計画の見直しを行っている。

対象施設類型	計画名	対象施設数	策定年度
大学・各種学校	山形県県有建物長寿命化計画 (公共施設)	5校	令和2年6月 令和3年3月改訂
福祉施設		7施設	
集客施設		24施設	
行政施設	山形県県有建物長寿命化計画 (その他庁舎等)	29施設	令和3年3月
試験研究施設		19施設	
研修施設		6施設	
県職員公舎	山形県県有建物長寿命化計画 (職員公舎)	43施設	令和3年3月
警察職員公舎		53施設	
県立中学校・高等学校	山形県立学校施設長寿命化計画	45校	令和2年6月
特別支援学校		13校	
警察施設	山形県警察施設長寿命化計画	17施設	令和2年6月
県営住宅	山形県県営住宅長寿命化計画	76団地	平成22年11月 令和2年3月改訂

(2) 県有財産の有効活用

これまで、次のとおり、県有財産を活用した歳入確保や施設サービスの維持・向上の取組みを実施している。

手法	開始年度	取組みの内容
一般財産の貸付け	平成23年度	県有施設に設置する自動販売機について、原則として一般競争入札による貸付契約を実施
ネーミングライツ	平成19年度	県有施設命名権者の募集
県庁舎等への企業広告	平成21年度	エレベーターホール壁面に有料広告掲示
	平成24年度	総合支庁へ掲出箇所を拡大

(3) 県有財産の総量縮小

① 直近 10 年間の主な統廃合の取組み

(単位：m²)

年度	取組み	取組みの成果	
		土地面積	建物延床面積
平成 22 年度	知事公舎・公館の廃止・売却 (平成 20 年度用途廃止)	△4,709.81	△853.08
平成 27 年度	職員アパートへ集約された戸建公舎の売却 (平成 26、27 年度公舎指定解除)	△2,592.12	△830.18
平成 28 年度	職員アパートへ集約された戸建公舎の売却 (平成 27 年度公舎指定解除)	△2,682.66	△955.37
平成 29 年度	職員アパートへ集約された戸建公舎の売却 (平成 28 年度公舎指定解除)	△1,610.61	△766.24
令和 2 年度	再編整備された旧楯岡高等学校の売却 (令和 2 年 4 月用途廃止)	△36,564.77	△11,026.74

② 直近 10 年間の未利用財産の売却処分の実績

(単位：m²、百万円)

年度	処分件数	土地面積	建物延床面積	処分金額
平成 23 年度	15	11,004.12	200.95	165
平成 24 年度	11	17,396.21	86.77	81
平成 25 年度	11	6,359.05	0.00	131
平成 26 年度	6	16,202.55	0.00	293
平成 27 年度	14	8,075.51	917.53	287
平成 28 年度	20	21,889.55	858.49	152
平成 29 年度	15	32,056.86	797.65	313
平成 30 年度	9	73,911.98	6,940.61	180
令和元年度	11	14,808.62	894.06	217
令和 2 年度	14	43,515.30	11,026.74	158
計	126	245,219.75	21,722.80	1,981

③ これまで実施した売却促進策

開始年度	取組みの内容
平成 18 年度	県ホームページ「県有地売却物件情報」やパンフレット、チラシの作成・配布等による情報発信
	一般競争入札における予定価格の公表
平成 21 年度	インターネットオークションの活用

(4) その他

県では、次のとおり、県有施設の耐震化に取り組んでいる。

施設の種類	取組み状況
防災活動の拠点となる県有施設 (構造・規模：木造以外の2階建以上又は 延べ面積200㎡を超える建築物)	平成22年度末までに耐震改修工事完了
重要な緊急輸送道路上の橋梁(架替除く)	平成28年度末で81橋のうち79橋について耐震補強工事完了
孤立集落アクセスルート上の橋梁	平成28年度末で33橋のうち24橋について耐震補強工事完了

(出典：基本方針 p.14)

5 県有施設の更新に要する費用の試算

県では、平成 26 年度から 30 年間の一般財産の建替え及び大規模改修に要する費用並びにインフラ資産の修繕・更新費用の額を試算している。

一般財産・インフラ資産の更新費用及び計算方法並びに一般財産の計算に使用した更新時期及び単価は次のとおりである。

(1) 一般財産及びインフラ資産の更新費用及び計算方法

	一般財産	インフラ資産
H26 年度から 30 年間に必要となる更新費用	2,657.7 億円	3,018.7 億円
1 年当たり平均額	88.6 億円/年	100.6 億円/年
平均的な予算規模との比較	平成 28 年度までの 5 年平均 63 億円/年を 40% 上回っている。	平成 28 年度までの 5 年平均 94.1 円/年を 7% 上回っている。
更新費用の計算方法	平成 28 年度末現在で公有財産台帳に登録されている建物のうち、すでに廃止となっているもの以外は、棟数や延床面積を今後も保持すると仮定し、更新時期を迎えた建物面積又は戸数に、単価を乗じて計算した。	各施設の更新時期や修繕・更新単価は、施設類型ごとの長寿命化計画等に基づいて計算した。

(出典：基本方針 p. 15-p. 16)

(2) 一般財産の計算に使用した更新時期及び単価

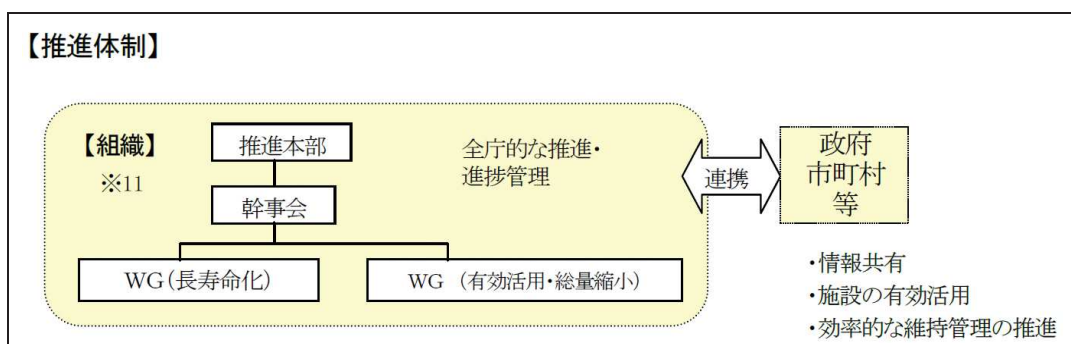
	学校施設、公共施設、警察施設、職員公舎、その他庁舎等(延床面積 200 m ² 超)		県営住宅	
	建替え	大規模改修	建替え	大規模改修
更新時期	65 年	30 年	耐火構造 70 年 準耐火構造 45 年 木造 30 年	建替えの 1/2
単価	325 千円/m ²	143 千円/m ²	18 百万円/戸	8 百万円/戸
単価の根拠	過去 5 年間の実績平均	(一財) 建築保全センター「建築物のライフサイクルコスト」より	北新町建替工事の実績額	川南団地改修工事の実績額

(出典：基本方針「別紙 4 施設類型別個票」)

6 推進体制及び工程

(1) 推進体制

県では、「基本方針に基づく取組みを全庁的な合意の下に推進するため、山形県県有財産総合管理推進本部を中心として、PDCAサイクルを活用し、取組み成果の評価、効果の検証を行いながら、継続的な取組みを行う」こととし、次の図のとおり、組織体制を構築している。



(出典：基本方針 p. 27)

このうち、推進本部及び幹事会の役割及びメンバーは次のとおりである。

《山形県県有財産総合管理推進本部》

所掌事項	(1) 県有財産の総合的な管理・活用に関する基本方針の策定及び推進 (2) その他、県有財産の総合的な管理・活用に関する重要事項
本部長	総務部長
副本部長	総務部次長
本部員	みらい企画創造部次長、防災くらし安心部次長、環境エネルギー部次長、しあわせ子育て応援部次長、健康福祉部次長、産業労働部次長、観光文化スポーツ部次長、農林水産部次長、県土整備部次長、会計局次長、村山総合支庁総務企画部長、最上総合支庁総務企画部長、置賜総合支庁総務企画部長、庄内総合支庁総務企画部長、東京事務所長、企業局長、病院事業局長、教育次長、警察本部警務部長

《山形県県有財産総合管理推進本部幹事会》

役割	本部会議に付すべき事案の検討調整を行う
幹事長	総務部次長
副幹事長	総務部管財課長 総務部行政改革課長

幹事	総務部財政課長、みらい企画創造部企画調整課長、防災くらし安心部防災危機管理課長、環境エネルギー部環境企画課長、しあわせ子育て応援部しあわせ子育て政策課長、健康福祉部健康福祉企画課長、産業労働部商工産業政策課長、観光文化スポーツ部観光復活戦略課長、農林水産部農政企画課長、県土整備部管理課長、県土整備部建築住宅課営繕室長、会計局会計課長、村山総合支庁総務企画部総務課長、最上総合支庁総務企画部総務課長、置賜総合支庁総務企画部総務課長、庄内総合支庁総務企画部総務課長、東京事務所副所長、企業局総務企画課長、病院事業局県立病院課長、教育庁教育政策課長、警察本部警務部施設装備課長
----	--

(出典：「山形県県有財産総合管理推進本部設置要綱」(令和3年4月14日改正))

(2) 推進工程

県では、「山形県行財政改革推進プラン」の推進期間である令和2年度までの期間について、次の推進工程のとおり取組みを行うこととしている。

具体的取組み	行革プラン推進期間の工程				
	29年度	30年度	31年度	32年度	
長寿命化・維持管理コスト低減	①長寿命化対策の推進	一般財産(建物)の個別施設計画策定 各インフラの長寿命化計画策定・計画に基づく取組み	学校施設 公共施設 警察施設 その他庁舎	職員公舎	計画に基づく取組
	②維持管理・保全業務の適正化	日常点検管理の手引きの作成 複数施設の一括発注に向けた調査検討 指定管理者制度等、民間活力の導入を推進 ベンチマーキングの実施	周知と運用 試行	順次試行拡大	
	③環境等への配慮	省エネ指導と定期点検の連携 再生可能エネルギーの導入促進			
	④施設情報の一元化	県庁関係課における運用	各施設管理者に対する保全マネジメントシステムの活用方法の周知と運用		
有効活用	①余裕スペース等の有効活用	余裕スペース等の貸付等			
	②企業広告の導入拡大	対象施設の拡大等の検討・実施			
総量縮小	①未利用県有地の売却推進	未利用県有地の積極的な売却 施設アセスメントの実施			
	②施設の集約化・転用等の推進	公舎相互利用の推進		集約化等に向けた具体的な検討	

(出典：基本方針「別紙3 各取組み推進工程」)

7 基本方針の見直しについて

総務省では、令和3年1月26日に自治財政局財務調査課長通知「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」を発出した。

その内容は次のとおりであり、県は、これに対応するため、令和3年度中に基本方針の改訂を予定している。

<p>1 計画の見直しに当たっての基本的な考え方</p> <p>総合管理計画については、平成26年度から平成28年度までに策定するよう要請してきたが、その後一定の期間が経過するとともに、国(各省)のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直される予定であることも踏まえ、令和3年度中に総合管理計画の見直しを行うこと。その際、総合管理計画の期間内であっても、また、全ての個別施設計画の策定が完了していないとしても、その時点で策定済の個別施設計画等を踏まえ、見直しを行うこと。</p>	
<p>2 計画の見直しに当たって記載すべき事項 ※以下の事項以外についても、各団体の判断により必要な事項を記載すること</p>	
<p>1 必須事項</p> <p>① 基本的事項 ・計画策定年度及び改訂年度 ・計画期間 ・施設保有量 ・現状や課題に関する基本認識 ・過去に行った対策の実績 ・施設保有量の推移 ・有形固定資産減価償却率の推移</p> <p>② 維持管理・更新等に係る経費(総合管理計画に記載済の場合であっても、策定済の個別施設計画等を踏まえ精緻化を図ること) ・現在の維持管理経費 ・施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み ・長寿命化対策を反映した場合の見込み ・対策の効果額 ※ 見込みについては、少なくとも10年程度の期間</p> <p>③ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 ・公共施設等の管理(点検・診断、維持管理・更新、ユニバーサルデザイン化等)に係る方針 ・庁庁的な取組体制の構築やPDCAサイクルの推進等に係る方針</p>	<p>3 団体の状況に応じて記載する事項</p> <p>① 広域連携の取組 ② 地方公共団体における各種計画、国管理施設との連携についての考え方</p>
<p>2 記載が望ましい事項</p> <p>① 公共施設の数、延床面積等に関する数値目標 ② 施設類型(道路、学校、病院等)ごとの管理に関する基本的な方針 ③ 地方公会計(固定資産台帳)の活用の方針 ④ 保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針</p>	
<p>3 財政措置</p> <p>令和3年度に限り、市町村における総合管理計画の見直しに係る経費(専門家の招へいに要する経費(旅費、報償費等)、計画の見直しに要する経費(委託料、印刷費等))について、特別交付税措置を講ずることとしたこと(措置率0.5)。</p>	
<p>14</p>	

(出典：総務省ホームページ)

8 基本方針における対象財産と包括外部監査の対象財産

県の基本方針における対象財産は、一般財産、インフラ資産、公営企業資産の全てを対象としている。このうちインフラ資産及び公営企業資産は、県民の生活・産業及び経済活動等に必要不可欠の基盤であり、多くが平成 20 年代に施設ごとに長寿命化計画を策定し、計画に基づき予防保全型の管理による機能維持・向上に取り組んでいる。

これに対して、今回の監査の要点では、施設の老朽化・利用状況・同種施設の設置状況等を踏まえて県有財産として保有する意義、未利用財産に係る利活用の取組み等を検討することに焦点を当てている。また、県では、令和 2 年度末までに、一般財産（公共施設、その他庁舎等、公舎、学校施設、警察施設）に係る個別施設計画の策定を完了したところである。

以上を踏まえて、今回の包括外部監査においては、基本方針における一般財産に焦点を当てて、監査手続を実施する。

第3 監査の対象とした施設等

1 抽出基準

《施設アセスメント等実施対象施設》

施設アセスメント評価結果、住棟別事業手法の選定結果（県営住宅）、維持管理コストの状況及び事前ヒアリングにより把握した取組み状況を踏まえ、監査実施期間を考慮した上で、次の基準により抽出した。

- (1) 一次評価と二次評価で利活用等の方向性が異なる施設のうち、施設アセスメントにおいて細分化したグループごとに比較して、建築後の経過年数が最も古い又は利用状況や管理効率の評価が最も低い施設で、監査人が行政コストの発生状況を明らかにすると判断した施設
- (2) 県にとって代表的又は典型的な施設であり監査人が行政コストの発生状況を明らかにすると判断した施設
- (3) 事前ヒアリングにおいて、効率的な維持管理やコスト縮減に向けた施設利活用の取組み等を実施していることを把握した施設
- (4) 同じ機能を有する民間や市町村が運営する施設がある施設
- (5) 県有施設で指定管理者が市町村となっている施設
- (6) ただし、次の施設を除く。
 - ① 平成 30 年度山形県包括外部監査（テーマ：指定管理者制度導入施設の管理運営に関する財務事務について）で現地視察を実施した施設
 - ② 監査実施時点で用途廃止されている施設

《上記に含まれない普通財産》

監査計画時に入手した普通財産土地・建物明細のうち公舎以外の施設等から、監査実施期間を考慮した上で、次の基準により抽出した。

- (1) 面積が大きい土地・建物
- (2) 用途廃止・公舎指定解除等の日が平成 20 年度以降の土地・建物
- (3) 平成 12 年度山形県包括外部監査（テーマ：普通財産の管理について）において監査結果の対象となり、平成 20 年度山形県包括外部監査で県の措置状況について監査された土地・建物
- (4) 監査時点で貸付されていない土地・建物

2 抽出件数

当報告書における 施設類型	施設アセスメント実施対象施設		現地視察 実施施設数
	施設類型細分化グループ	施設数	
公共施設	集客施設	29	9
	大学・各種学校	5	1
	福祉施設	8	0
その他庁舎等	行政施設	29	2
	試験研究施設	18	2
	研修施設	6	2
職員公舎	県職員公舎	49	1
	警察職員公舎	61	1
県立学校施設	普通科系の高校	32	2
	産業系の高校	13	1
	特別支援学校	13	1
警察施設	警察施設	17	2
県営住宅	県営住宅	76	2
施設アセスメント等実施対象施設計		356	26
上記に含まれない普通財産		257	4

3 監査の対象とした施設等

No	施設等名称	当初建築 年度	土地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	施設アセスメント		現長寿命 化計画終 了時点 での築年数
					グループ	評価結果	
1	山形県郷土館	大正4年	20,828	6,579	集客施設	維持	114
2	山形県県民の海・プール	平成11年	29,130	4,507	集客施設	維持	30
3	県民の森	昭和56年	895ha	916	集客施設	維持	48
4	置賜文化ホール	平成13年	33,893	4,198	集客施設	維持	28
5	山形県立うきたむ風土 記の丘考古資料館	平成4年	6,457	1,358	集客施設	維持	37
6	山形県青年の家	昭和41年	9,342	3,677	集客施設	再生	63
7	山形県立博物館	昭和45年	6,012	4,230	集客施設	建替	(対象外)
8	山形県神室少年自然の家	昭和59年	174,075	3,868	集客施設	維持	45
9	山形県職員会館あこや 会館	昭和50年	9,451	3,515	集客施設	再生	54
10	産業技術短期大学校庄 内校	平成9年	37,394	6,769	大学・各 種学校	集約化等	32

No	施設等名称	当初建築年度	土地面積(m ²)	建物面積(m ²)	施設アセスメント		現長寿命化計画終了時点での築年数
					グループ	評価結果	
11	庄内総合支庁(分庁舎を含む)	昭和44年	25,760	11,145	行政施設	再生	60
12	栽培漁業センター	昭和55年	38,596	6,203	行政施設	再生 (一部維持)	49
13	工業技術センター	昭和53年	61,412	10,375	試験研究施設	再生 (一部維持)	51
14	内水面水産研究所	昭和53年	18,380	1,941	試験研究施設	再生 (一部維持)	51
15	高度技術研究開発センター	平成5年	61,412	8,654	研修施設	維持 (一部再生)	36
16	教育センター	昭和50年	33,784	9,448	研修施設	再生	54
17	山形第16号職員アパート	昭和59年	951	822	県職員公舎	再生	45
18	山形警第9号職員アパート	昭和46年	1,590	1,195	警察職員公舎	廃止	(対象外)
19	山形東高等学校	昭和57年	43,052	15,625	普通科系の高校	再生(・建替) (一部維持)	47
20	遊佐高等学校	昭和53年	29,177	7,053	普通科系の高校	維持	51
21	新庄神室産業高等学校	平成14年	110,411	19,288	産業系の高校	維持	27
22	米沢養護学校	昭和49年	26,870	7,384	特別支援学校	再生(・建替)	55
23	山形県総合交通安全センター	平成16年	107,021	9,461	警察施設	維持	25
24	天童警察署	昭和55年	6,376	2,569	警察施設	再生	49
25	五十鈴アパート	昭和50年	7,974	6,520	県営住宅	当面維持管理	54
26	飯塚住宅	平成24年	4,078	2,296	県営住宅	維持管理	17
27	元蔵王西部牧場	平成20年 (用途廃止)	38,502	-	-	-	-
28	元三川第3号職員アパート	平成25年 (用途廃止)	1,463	848	-	-	-
29	元警察職員福祉施設パ ラシオもがみ	令和3年 (用途廃止)	6,272	2,820	-	-	-
30	酒田北港地区	昭和49年 (造成開始)	707,144	-	-	-	-

第3章 包括外部監査手続の概要

1 基本方針等に係る全般的な取組みの検討のために実施した監査手続

(1) 基本方針に係る検討

次の「① 依頼資料」を閲覧するとともに、「② 質問事項」に基づきヒアリングを実施した。

① 依頼資料

No.	依頼資料
1	令和元年度のトータルコスト算出に係る根拠資料
2	現地視察対象施設に係る令和元年度の更新等費用算出資料
3	直近5年分の県有施設維持管理コスト調査結果
4	施設管理者のための県有施設日常点検管理の手引き
5	営繕室で蓄積している修繕記録及び工事履歴に関する資料（サンプル）
6	PPP/PFI手法の導入に係る優先的検討を実施した案件に係る検討資料
7	県有財産総合管理推進本部の直近3年間の議事録等

② 質問事項

No.	質問事項
《目標資料》	
1	基本方針における「目標指標」の達成状況
2	目標指標におけるトータルコストの算出方法
3	目標指標を踏まえたPDCAサイクルの状況
4	総務省通知「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」への対応予定

《県有施設の維持管理コスト低減の取組み》	
1	施設の定期点検・診断の実施状況
2	施設維持管理業務の効率化に向けた取組み
3	ベンチマーキングの手法を用いた比較等の実施状況
4	保全マネジメントシステムの運用状況と公有財産管理システムとの連携
5	保全マネジメントシステムに係る管理費用、付与ID、マネジメントへの活用状況
6	PPP/PFI手法の導入に関する優先的検討方針に基づく検討の状況
7	PPP/PFI手法の導入に係る優先的検討方針に基づく検討の実施体制と網羅性確保のための取組み

No.	質問事項
《県有財産の有効活用の取組み》	
1	未利用財産や庁舎等の空きスペース、敷地等の把握の状況
2	売却困難な県有地の状況と有効活用の取組み

《県有財産の総量縮小の取組み》	
1	県有施設の統廃合による総量縮小に関する取組み状況
2	直近10年間の未利用財産の売却処分実績、インターネットオークションの活用の状況
3	未利用県有地の売却促進に向けた取組み状況
4	任命権者ごとの管轄を超えた施設転用・共同利用及び集約化の取組み

《推進体制等》	
1	県有財産総合管理推進本部の直近3年間の開催状況と協議に係る決定の方法
2	国、市町村との連携状況
3	地方公会計制度の活用実績とその方法
4	無償貸付けによる貸付先市町村との協議の状況

(2) 施設アセスメント及び個別施設計画（県営住宅以外）に係る検討

次の「① 依頼資料」を閲覧するとともに、「② 質問事項」に基づきヒアリングを実施した。

① 依頼資料

No.	依頼資料
1	施設アセスメント実施要領、同細則
2	劣化度診断調査評価基準（写真事例）
3	施設アセスメント実施結果及びその根拠資料
4	各個別施設計画（長寿命化計画）

② 質問事項

No.	質問事項
《施設アセスメント》	
1	施設アセスメントの実施状況（実施時期、体制、アセスメントの基準、情報収集方法、見直しの頻度等）
2	利活用等の方向性の分類に関する基本的な考え方
3	利活用等の方向性を決定するにあたって、県民のニーズをどのような方法で把握し、反映させているか。

No.	質問事項
	《長寿命化計画》（県営住宅以外）
1	計画対象外の施設に対するマネジメントの状況
2	計画期間内に目標使用年数を迎える施設の有無
3	利活用等の方向性「維持」以外に係る施設ごとの対策内容と実施時期
4	計画期間内の対策費用の算出方法と令和2年度の計画と実績の乖離理由
5	次の項目については、学校施設のみの質問事項である。 （イ）未使用学校施設に係る解体予定と毎年の維持管理・警備費用の状況 （ロ）学校施設の他の公共施設等への転用・民間等への売却の実績

(3) 県営住宅長寿命化計画に係る検討

次の「① 依頼資料」を閲覧するとともに、「② 質問事項」に基づきヒアリングを実施した。

① 依頼資料

No.	依頼資料
1	直近10年間の入居率、入居者の属性に関する資料
2	直近5年間の県営住宅等管理運営業務事業報告書
3	住棟別事業手法による評価結果一覧
4	計画期間中の改善事業費見込み
5	市町村との連携に関する会議の復命書及び会議資料
6	令和2年度の抽出団地に係る収入超過者、高額所得者に対する審査・家賃決定に関する書類
7	ライフサイクルコスト算出に係る根拠資料（サンプル）

② 質問事項

No.	質問事項
1	維持管理データベースの整備・運用状況
2	維持管理コストの指定管理者との負担の状況とコスト発生状況
3	入居率、入居世帯の属性の把握状況、収入超過者・高額所得者の状況
4	空家及び募集・応募状況
5	施設の有効活用（社会福祉法人への貸付け等）の取組み状況
6	県と市町村の連携状況、住宅セーフティネットに係る県の関与の状況
7	住棟別事業手法の決定の流れ
8	政策空家の状況と住棟別改善事業実施に係る課題認識
9	長寿命化計画に係るアクションプランの策定状況

(4) 未利用財産の利活用・売却と普通財産に係る検討

次の「① 依頼資料」を閲覧するとともに、「② 質問事項」に基づきヒアリングを実施した。

① 依頼資料

No.	依頼資料
1	普通財産土地・建物明細
2	令和2年度の普通財産利活用計画
3	令和2年度の普通財産売払いの一覧及び入札実施等に係る資料、貸付けの一覧
4	令和2年度の普通財産貸付けの一覧
5	令和2年度有償貸付け（抽出分）の事務手続に係る資料
6	令和2年度市町村への無償貸付け（抽出分）の減免等事務手続に係る資料

② 質問事項

No.	質問事項
1	意思決定プロセスの各過程の所管部局の理解
2	普通財産の推移とその増減理由
3	普通財産売払いに関する課題認識
4	土地取得事業特別会計取得用地の普通財産の内容と今後の予定
5	未利用財産を把握するための手続き
6	売却予定未利用財産の県ホームページ公表による入札等の取組み状況
7	インターネットオークションの実施状況
8	普通財産売払い困難物件に係る過去の入札状況及び維持管理コストの発生状況、貸付けに関する平成12年度山形県包括外部監査結果に係る措置状況の取組み
9	普通財産のうち市町村への無償貸付物件に係る市町村との売却・交換に関する協議の状況

(5) 地方公会計制度の活用に係る検討

次の「① 依頼資料」を閲覧するとともに、「② 質問事項」に基づきヒアリングを実施した。

① 依頼資料

No.	依頼資料
1	令和元年度末の地方公会計制度に基づく固定資産一覧表

② 質問事項

No.	質問事項
1	固定資産台帳の毎年の更新事務の流れ、実施体制
2	固定資産台帳更新に関するルール（登録単位、耐用年数が異なる資産の区分登録の状況、付随費用や資本的支出の取扱い、除却方法）
3	固定資産台帳と公有財産台帳、物品台帳との整合性
4	公共施設マネジメント等に活用するための追加項目の利用状況
5	セグメント別財務諸表の作成・活用状況
6	売却可能資産の定義、財務諸表に注記していない理由、固定資産台帳における売却可能区分の活用予定
7	有形固定資産減価償却率の推移と算出方法
8	施設類型別の有形固定資産減価償却率算出のための課題認識
9	セグメント別財務諸表作成のための課題認識

(6) 物品管理に係る検討

次の「① 依頼資料」を閲覧するとともに、「② 質問事項」に基づきヒアリングを実施した。

① 依頼資料

No.	依頼資料
1	令和3年7月末時点の物品台帳

② 質問事項

No.	質問事項
1	遊休備品登録機能の活用状況
2	物品の譲与・交換・貸付けに関する台帳入力の流れ
3	未利用物品の売却可能性

2 個別の施設等の検討のために実施した監査手続

(1) 対象施設に係る検討

次の「① 依頼資料」を閲覧するとともに、「② 質問事項」に基づきヒアリングを実施した。

① 依頼資料

No.	依頼資料
1	施設案内・パンフレット、施設全体の見取り図
2	条例、規則、取扱要領等
3	公有財産台帳の該当部分
4	長寿命化計画の当施設に関する資料
5	当施設に係る最新の「劣化度診断調査結果一覧表」
6	公有財産台帳等に基づき内容を修正し財源を入力した固定資産一覧表
7	「施設管理者のための県有施設日常点検管理の手引き」に基づき点検したチェックシート（令和3年4月以降分）
8	（指定管理者制度導入施設）直近5年間の収支計算書
9	使用料及び手数料の単価見直しに関する検討資料 （イ）令和2年度 使用料・手数料改定見込調 （ロ）上記（イ）添付の単価積算基礎資料 （ハ）上記（イ）添付の他県又は類似施設の単価（改定）状況調
10	当施設に係る使用料に係る減免対象及び減免基準が分かる資料
11	令和2年度及び令和元年度の当施設に係る使用料収入に関する使用許可申請・減免申請及びこれらに対する許可、収入調定、収入票等の一連の財務事務書類

② 質問事項

No.	質問事項
《施設概要》	
1	当施設の設置目的・経緯、沿革等

《施設の意義・県民のニーズについて》	
1	当施設の設置目的である施策の実施状況を検証するための客観的な指標（「施設 KPI」）の設定状況。設定している場合、当該指標と直近5年間の計画値と実績値。
2	当施設と同じ機能を有する施設が近隣にあるか。ある場合、公立・民間設置を問わず、施設名。
3	当施設の利用状況、近隣の同種施設の状況、公的関与の必要性及び当施設の老朽化の度合い等を踏まえ、県が当施設の所有・運営を継続する必要性についての見解。

No.	質問事項
4	当施設の役割・機能を活かして県民のニーズに応じて、より有効活用していくためのアイデア等

《施設の老朽化、使用状況及び適正規模について》	
1	施設アセスメントのための「劣化度診断調査」以降、使用者の生命に危険が生じるような緊急度の高い故障や施設の劣化の発生・対応状況
2	使用見込のない施設の解体費用を捻出するために工夫している財政上の取組み
3	当施設内の土地・建物に関する空きスペース・未利用スペースの有無及び利活用に関する取組み状況
4	当施設の設置意義、実施事業、老朽化及び使用状況に照らして、現在の施設規模、県内での配置の状況・施設数が適正水準かどうかに関する見解

《県有財産総合管理推進本部会議の協議結果を踏まえた対応について》	
1	当施設に係る「施設アセスメント実施結果と利活用の方向性」における「方向性」の提示及び建物長寿命化計画に関する資料を受けて、令和3年度に具体的に実施又は取り掛かったこと
2	建物長寿命化計画の当施設に関する資料における今後10年間の長寿命化対策費用のうち、令和2年度計画値と実績値の乖離状況及びその理由
3	当施設の今後10年間の対策費用に係る予算確保及び効率的な予算配分を行うために、具体的に検討していること

《維持管理コストの低減のための取組み》	
1	施設に係る日常点検の実施状況
2	当施設などに係る維持管理委託業務の一括発注を検討したことがあれば、その検討状況（メリット、デメリット、制約等）

《受益者負担の状況について》	
1	当施設全体の延床面積面積と受益者負担の対象となる部分の延床面積
2	直近5年間の当施設及び当施設で有する設備・物品等に関する使用料及び手数料
3	料金体系見直しに関する今後の予定

(2) 対象施設で管理している物品に係る検討

次の「① 依頼資料」を閲覧するとともに、「② 質問事項」に基づきヒアリングを行い、抽出により現物実査を実施した。

① 依頼資料

No.	依頼資料
1	令和3年8月実施の備品台帳と備品現物の照合確認結果、備品一覧表
2	令和2年度分の「指定物品の使用状況等調書」
3	財務会計システム上、遊休備品登録を行った物品のリスト

② 質問事項

No.	質問事項
1	物品管理者が財務会計システム上「遊休備品登録」をする際の「遊休」に関する判断の目安
2	当施設で管理している物品のうち、遊休状態には至らないが、使用頻度が著しく少ないもの
3	未利用物品の利活用・歳入確保に係る取組み状況

(3) 施設別行政コスト計算書の作成

次の「① 依頼資料」を閲覧するとともに、「② 施設別行政コスト計算書の作成方法」に基づき、施設別行政コスト計算書を作成した。

これにより把握した施設別の行政コストの発生状況を踏まえて、施設の意義・必要性及び適正規模や配置の状況について検討を行った。

① 依頼資料

No.	依頼資料
1	当施設に係る維持管理コスト調査票 (平成 28 年度から令和元年度までの分)
2	当施設の行政コスト把握のための追加調査票 (平成 28 年度から令和 2 年度までの分)
3	県が発行した地方債の年間平均利率に関する資料

《当施設の行政コスト把握のための追加調査項目》

- (イ) 当施設に年度末に従事する一般職員の人数
(行政職、公安職、教育職(1)、教育職(2)、技能労務職、年度末に従事する会計年度任用職員・非常勤職員の別)
- (ロ) 「維持管理コスト調査票」に含まれない次の項目に係る費用
(1 節 報酬、8 節 報償費、9 節 旅費、11 節 需用費(※)、13 節 委託料(※)、19 節 負担金、補助及び交付金)
(※) 県有施設維持管理コスト調査票の回答に含まれない歳出のみ回答を依頼した
- (ハ) 当施設での行政サービスの対価としての収入
- (ニ) 当施設での支出のうち、財源が国庫支出金(補助金・負担金)のものがある場合、対象支出科目及び補助金等の額(実績額が不明な場合、国負担割合)

② 施設別行政コスト計算書の作成方法

- (イ) 行政コスト計算書の様式は、総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル(令和元年8月改定)」における「財務書類作成要領」様式第2号のうち「純経常行政コスト」の行までを使用する。

科目	金額
経常費用	
業務費用	
人件費	
職員給与費	
賞与等引当金繰入額	
退職手当引当金繰入額	
その他	
物件費等	
物件費	
維持補修費	
減価償却費	
その他	
その他の業務費用	
支払利息	
徴収不能引当金繰入額	
その他	
移転費用	
補助金等	
社会保障給付	
他会計への繰出金	
その他	
経常収益	
使用料及び手数料	
その他	
純経常行政コスト	

(出典：総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル」)

- (ロ) 県がファシリティマネジメントにおいて実施している「県有施設維持管理コスト調査」及び当年度の包括外部監査における「各施設で実施した追加調査」で入手した次のコスト情報について、「行政コスト計算書」上の勘定科目と次のように対応させて、集計した。なお、県では令和2年度に係る維持管理コスト調査を実施せず、平成29年度から令和元年度までの3年平均により算出することとしたため、同様の方法で算出した

調査の種類	調査項目	対応する勘定科目	
維持管理 コスト調査	賃借料	物件費	
	租税公課	物件費	
	保険料	物件費	
	保守費	物件費	内、維持管理費
	清掃費	物件費	内、維持管理費
	病虫害駆除費	物件費	
	修繕費	維持補修費	
	環境対応費	物件費	内、維持管理費
	光熱水費	物件費	内、光熱水費
	運用費	物件費	
	保安費	物件費	

調査の種類	調査項目	対応する勘定科目	
	その他	物件費	
	指定管理料等	物件費	内、指定管理料
	共通管理費	物件費	
各施設に係る追加調査	1節 報酬	人件費	その他
	8節 報償費	物件費	
	9節 旅費	物件費	
	11節 需用費(※)	物件費	
	13節 委託料(※)	物件費	
	19節 負担金、補助及び交付金	物件費	

(ハ) 各施設で行政サービスに従事する一般職員に係る人件費は、職員人数に係る調査結果（行政職、公安職、教育職、技能労務職等の別）に、県が毎年当初予算と合わせてホームページで公表している「予算に関する説明書」のうち「給与費明細書」に記載されている職員1人当たり平均給与月額を乗じて計算して「職員給与費」に計上した。共済費も、給与費に対する割合により計算して「職員給与費」に加算した。

(ニ) 「賞与等引当金繰入額」「退職手当引当金繰入額」については、地方公会計担当課からの情報等に基づき、一人当たり金額を算出し、上記(ハ)の調査人数を乗じて計算した。なお、当報告書の作成時期の関係上、令和2年度に係る一人当たり金額は令和元年度と同額と仮定して計算している。

(ホ) 「減価償却費」は、地方公会計担当課から入手した固定資産台帳データをベースに、「各施設で実施した追加調査」の結果を踏まえて、当年度の包括外部監査における「各施設の固定資産」として特定し、これに基づき計算した。

(ヘ) 「その他の業務費用」は地方債に係る支払利息である。「各施設で実施した追加調査」により、当年度の包括外部監査における「各施設の固定資産とこれに係る財源」を特定し、「地方債を財源とする金額」に基づき、次の返済条件により計算した。

(返済条件) 償還期間 30年（元本据置3年）

元金均等償還（年度末に1回）

利率：施設建築年度に県が発行した地方債の年間平均利率

(ト) 「使用料及び手数料」は「各施設で実施した追加調査」による。

3 過年度包括外部監査結果の措置状況の確認のために実施した監査手続

(1) 普通財産の売払い困難物件への対応

平成 12 年度山形県包括外部監査（テーマ「普通財産の管理について」）の中で、処分困難物件への対応について監査結果が報告されている。それに対する県の措置状況について、平成 20 年度山形県包括外部監査（テーマ「県有財産の有効活用」）において確認され、追加の意見が報告されている。

これに対して県が公表した措置が有効に機能しているかという観点で、質問及び資料閲覧を行った。

(2) 普通財産の市町村への無償貸付け

平成 12 年度山形県包括外部監査（テーマ「普通財産の管理について」）の中で、処分困難物件への対応について監査結果が報告されている。それに対する県の措置状況について、平成 20 年度山形県包括外部監査（テーマ「県有財産の有効活用」）において確認され、追加の意見が報告されている。

これに対して県が公表した措置が継続して実施されているかという観点で、質問及び資料閲覧を行った。

(3) 土地取得事業特別会計の財政状態

平成 12 年度山形県包括外部監査（テーマ「普通財産の管理について」）の中で、土地取得事業特別会計の財政状態について監査結果が報告されている。それに対する県の措置状況について、平成 19 年 9 月に公表されている。

令和 2 年度時点での状況や今後の見込みについて確認するという観点で、質問及び資料閲覧を行った。

第4章 包括外部監査の結果

1 監査の結果及び意見について

監査の結果および意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容
指摘事項	現在の法令又は規定等に照らして違反又は不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘事項】と表記する。
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が改善を要すると判断した事項または検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ現状の多様性からも必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果については、特段の断りがない場合は、令和4年2月末現在での判断に基づき記載している。

2 監査要点ごとの指摘事項及び意見の分布

監査の要点		指摘事項		意見	
		全般	個別	全般	個別
①	県のファシリティマネジメントの取組みは、効果的・効率的に実施されているか	1件	0件	8件	1件
②	行政コストの発生状況を踏まえて、県が財産を保有する意義、県民のニーズはあるか	計0件	計0件	計1件	計19件
	施設 KPI の設定に係るもの	-	-	1件	15件
	その他	-	-	-	4件
③	施設の老朽化・利用状況・同種施設の設置状況等を踏まえて、規模や配置の状況は適切か	計0件	計0件	計1件	計17件
	利用状況に係るもの	-	-	-	10件
	代替施設に係るもの	-	-	1件	4件
	施設老朽化に係るもの	-	-	-	3件
④	今後の更新計画が、基本方針に基づく個別施設計画等において具体化されているか	1件	0件	4件	4件
⑤	財産に係る使用料の受益者負担の水準は適正か	0件	0件	0件	6件
⑥	未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組み又は普通財産への移管・処分等が適切に行われているか	計0件	計0件	計6件	計14件
	未利用施設に係るもの	-	-	4件	11件
	遊休備品等に係るもの	-	-	1件	3件
	その他	-	-	1件	-
⑦	財産（公有財産、物品）の取得、貸付け（減免を含む）、処分及び管理に係る事務手続きは適切か	計1件	計13件	計1件	計3件
	地方公会計に係るもの	-	5件	1件	-
	備品管理に係るもの	-	5件	-	1件
	使用許可手続きに係るもの	-	2件	-	-
	収納・減免事務に係るもの	-	1件	-	2件
	その他	1件	-	-	-
合計		3件	13件	21件	64件
		全 16 件		全 85 件	

(※)「全般」(全般的事項)は当報告書第5章「第1 FM基本方針」から「第5 物品管理」で検討した監査結果を、「個別」(個別施設等)は第5章「第6 個別の施設等」で現地視察先を個別に検討した監査結果をまとめている。

3 監査の結果及び意見（各論）の要約リスト

（各要約リストの一行目冒頭の番号は、当報告書第5章の項番を示している。）

（監査要点①）県のファシリティマネジメントの取組みは、効果的・効率的に実施されているか

(1) 指摘事項

《全般的事項》

指摘事項の要約		参照頁
1	<p>2-7 山形県県営住宅長寿命化計画</p> <p>① 県営住宅長寿命化計画の県有財産総合管理推進本部会議での協議・承認の実施について</p> <p>県の基本方針で、ファシリティマネジメントについて、県有財産総合管理推進本部を中心として、取組み成果の評価、効果の検証を行いながら取り組むことで、全庁的な合意の下に推進していくこととしているが、県営住宅長寿命化計画については、担当課内で判定、チェック及び承認を実施し、県有財産総合管理推進本部で協議等が行われていない。</p> <p>県は、基本方針の趣旨に鑑み、今後は、県営住宅の住棟別事業手法の検討及び長寿命化計画について、県有財産総合管理推進本部で協議・承認等の手続きを経るべきである。</p>	p. 143

《個別施設等》

該当なし

(2) 意見

《全般的事項》

意見の要約		参照頁
1	<p>1-1 目標の達成状況</p> <p>① トータルコスト算出における更新等費用の計算方法の見直しについて</p> <p>県では、更新等費用の算出にあたり、施設を物理的に見て、算定年度において使用見込（耐用）年数を超えて使用している施設は、実際に超えた年数で除して、建築年度から当該年度までの1年当たりの更新等費用を算出している。また、長寿命化改修工事費については、支出時にその年度の維持管理費用に算入している。</p>	p. 79

意見の要約		参照頁
	<p>今後、多くの施設が使用見込（耐用）年数を経過し、長寿命化改修工事が活発化した場合に目標指標であるトータルコストを合理的で実態に即したものとするため、使用見込（耐用）年数を経過した建物について経過後は更新等費用の計算を行わず、長寿命化改修工事等については、実際支出額を目標使用年数から既存建物の経過年数を差し引いた年数により按分した額を、支出年度から目標使用年数までの期間、更新等費用の計算に含めることを検討されたい。</p>	
2	<p>1-1 目標の達成状況</p> <p>② 目標指標を達成するための実行目標への落とし込みの検討について</p> <p>県では、基本方針でトータルコスト（一般財産施設に係る県民一人当たりの負担額）が平成 25 年度実績（15,900 円）以下であることを目標指標としているが、当該指標は、取組みを具体的にどの程度推進すれば目標を達成できるのかが明確になっていないと考える。</p> <p>県は、トータルコストに係る目標指標を達成するため、またどのような行動を行ったために目標を達成できたのか等の振り返りができるように、具体的な実行目標への落とし込みを検討されたい。</p>	p. 81
3	<p>1-1 目標の達成状況</p> <p>③ 有効かつ効率的な「維持管理コスト調査」の実施検討について</p> <p>県は、目標指標であるトータルコストの算出のため、毎年、維持管理コスト調査を実施しているが、当該調査項目の一部について検討の余地があるものとする。</p> <p>より正確な維持管理費用の把握とコスト調査に係る作業負荷の軽減の観点から、「運用費」のうち建物改造・工作物・設備新設費等の更新等費用としての処理、施設の維持管理ではなく施設で実施する事業に付随するコスト及び県民一人当たりのトータルコスト負担額の水準に重要な影響を与えないコスト項目の除外について検討されたい。</p>	p. 82
4	<p>1-2 「県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減」のための具体的な取組み</p> <p>② 保全マネジメントシステムの情報管理・分析機能の活用検討について</p> <p>現在、個別施設計画の対策費用推計にしか使用していない保全マネジメントシステムについて、基本方針の「各取組み推進工程」に従い、エネルギーデータ・コスト管理や建物診断情報などの情報管理・分析機能を活用して、施設情報を一元化することを検討されたい。</p> <p>その際には、各施設管理者が当事者意識を持ち、全庁的に公共施設</p>	p. 88

意見の要約		参照頁
	マネジメントを進めるという意識醸成につながるように、各施設所管部局に ID を付与し運用することを検討することが有用と考える。	
5	<p>2-2 山形県県有建物長寿命化計画（公共施設）</p> <p>① 長寿命化計画の精緻化と確実な実行のための基金化の検討について</p> <p>今後、目標使用年数が到来する施設が増加し、厳しい財政状況の中で、県民にとって必要な行政サービスを提供する施設を維持管理していくためには、実態に応じた長寿命化対策の優先順位付けを行い、財政平準化を図ることが重要である。</p> <p>このため、長寿命化計画における対策費用について保全マネジメントシステム上の標準更新単価や更新年数により機械的に算出するのではなく、実態を最も把握している各所管課が時期と金額を検討することにより計画の精緻化を図ることが重要であると考えます。</p> <p>あわせて、長寿命化対策に係る予算については財政平準化の観点から毎年一定額を当該目的のための基金に積み立てた上で、県有財産総合管理推進本部により全庁的に合意された優先度に基づき執行していく仕組みを構築し、長寿命化計画全体の確実な実行を図ることを検討されたい。</p>	p. 109
6	<p>2-3 山形県県有建物長寿命化計画（その他庁舎等）</p> <p>① 効率的な調達に関する好事例の情報展開の実施について</p> <p>令和2年度に実施した県庁舎の非常用発電機更新工事について、発注の段階で予算要求部材の見積書を精査し、性能をおとさず、予定価格を引き下げ、計画と比べて大幅に長寿命化対策費用を削減することができた。</p> <p>県は、こうした工夫に関する好事例について、具体的な内容を県有財産総合管理推進本部などで情報展開することにより、維持管理コストの低減に資する効率的な調達をサポートすることを検討されたい。</p>	p. 115
7	<p>2-5 山形県立学校施設長寿命化計画</p> <p>② 学校施設の維持管理コストに係るベンチマーキングの実施について</p> <p>県は基本方針に基づく取組みとして「光熱水費等の維持管理コストの実態を把握し、ベンチマーキングの手法を用いて同種・同規模の施設間の比較等を行うことにより、維持管理コストの縮減を図る」こととしている。</p> <p>学校施設は、同一又は類似の条件下にあり、ベンチマーキングの実</p>	p. 130

意見の要約		参照頁
	<p>施による維持管理コストの比較が有効と考える。県は、「保全マネジメントシステム」を活用することなどにより、学校施設の維持管理コストの縮減を図るため、ベンチマーキングの実施を検討されたい。</p>	
8	<p>4 地方公会計制度の活用</p> <p>② 固定資産台帳と保全マネジメントシステムの登録資産の紐づけについて</p> <p>県は、保全マネジメントシステムに登録されている施設・建物番号等を固定資産台帳における対応資産に追加項目として登録し、両台帳を紐づけることで、施設類型別の有形固定資産減価償却率を算定できる体制を整備し、公共施設マネジメントの取組みに活用することを検討されたい。</p>	p. 165

《個別施設等》

意見の要約		参照頁
1	<p>6-13 工業技術センター</p> <p>④ 業務委託の共同発注について</p> <p>当施設の清掃業務の業務委託について、隣接する山形県高度技術研究開発センターとは別々に行われ、共同調達の検討が行われていない。</p> <p>両施設は渡り廊下でつながっており、実質的に一体での運営が行われていることから、一括発注をする場合のコスト削減の余地を模索すべきである。</p>	p. 302

(監査要点②)行政コストの発生状況を踏まえて、県が財産を保有する意義、県民のニーズはあるか

(1) 指摘事項
該当なし

(2) 意見
《全般的事項》

(施設 KPI の設定に係るもの)

意見の要約		参照頁
1	<p>2-1 施設アセスメント</p> <p>① 「二次評価の視点：県有施設としての妥当性」の施設 KPI に基づく定量的な測定・評価について</p> <p>施設アセスメント二次評価の「県有施設としての妥当性」に係る検討について、当該施設を法律・条例・規則で設置することが認められているだけでなく、当該施設自体が設置目的を果たすために有効に機能しており、今後も県が所有・運営していく意義があるのかを評価するべきである。</p> <p>具体的には、評価の視点の一つとして、施設の設置目的である施策の実施状況を検証するための定量的な指標として「施設 KPI」を設定し、定期的に測定して目標値と比較・分析することで、施設の設置目的をどのように達成できているかを評価する必要があると考える。</p>	p. 98

《個別施設等》

(施設 KPI の設定に係るもの)

意見の要約		参照頁
1	<p>6-1 山形県郷土館</p> <p>② 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について</p> <p>当施設においては、施設の必要性を確認するための具体的な数値目標や施設 KPI の設定が見受けられない。</p> <p>施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証し、県民に対して施設の必要性を明らかにするために設定すべきものである。</p> <p>県は、施設の必要性を確認するため、また、当施設の役割・機能を活かして県民のニーズに応えより有効活用していくため、早急に当施</p>	p. 182

意見の要約		参照頁
	設における個別の施設 KPI を設定することを検討されたい。	
2	<p>6-2 山形県県民の海・プール</p> <p>① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について 当施設において、施設 KPI が設定されていない。 施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証し、県民に対して施設の必要性を明らかにするために設定すべきものである。 県は、施設の必要性を確認するため、早急に当施設の施設 KPI を設定することを検討されたい。当施設の場合、県民のニーズを把握するため「利用者数」「年齢別の利用者数」、健康増進の程度を測るため「国民健康保険料の負担額の推移」「疾病率」などが考えられる。</p>	p. 192
3	<p>6-3 県民の森（森林学習展示館）</p> <p>① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について 当施設において、施設 KPI が設定されていない。 施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証し、県民に対して施設の必要性を明らかにするために設定すべきものである。 県は、施設の必要性を確認するため、早急に当施設の施設 KPI を設定することを検討されたい。当施設の場合、「利用者数」「年齢別の利用者数」「調査しているアンケート結果」に基づく指標などが考えられる。</p>	p. 202
4	<p>6-4 置賜文化ホール</p> <p>② 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について 当施設においては、施設の必要性を確認するための具体的な数値目標や施設 KPI の設定が見受けられない。 施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証し、県民に対して施設の必要性を明らかにするために設定すべきものである。 県は、施設の必要性を確認するため、また、当施設の役割・機能を活かして県民のニーズに応えより有効活用していくため、早急に当施設における個別の施設 KPI を設定することを検討されたい。</p>	p. 213

意見の要約		参照頁
5	<p>6-5 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館</p> <p>① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について</p> <p>当施設においては、施設の必要性を確認するための具体的な数値目標や施設 KPI の設定が見受けられない。</p> <p>施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証し、県民に対して施設の必要性を明らかにするために設定すべきものである。</p> <p>県は、施設の必要性を確認するため、また、当施設の役割・機能を活かして県民のニーズに応えより有効活用していくため、早急に当施設における個別の施設 KPI を設定することを検討されたい。</p>	p. 225
6	<p>6-6 山形県青年の家</p> <p>① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について</p> <p>当施設において、施設 KPI が設定されていない。</p> <p>施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証し、県民に対して施設の必要性を明らかにするために設定すべきものである。</p> <p>よって県は、施設の必要性を確認するため、早急に当施設の施設 KPI を設定することを検討されたい。当施設の場合、「利用者数」「年齢別の利用者数」「学習や体育の発展の度合いを測るための全国的な学力の順位」「スポーツの順位」などの指標が考えられる。</p>	p. 235
7	<p>6-8 山形県神室少年自然の家</p> <p>① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について</p> <p>当施設において、施設 KPI が設定されていない。</p> <p>施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証し、県民に対して施設の必要性を明らかにするために設定すべきものである。</p> <p>よって県は、施設の必要性を確認するため、早急に当施設の施設 KPI を設定することを検討されたい。当施設の場合、「利用者数」「年齢別の利用者数」「利用者（特に青少年）に対するアンケート結果」などに基づく指標が考えられる。</p>	p. 253

意見の要約		参照頁
8	<p>6-9 山形県職員会館あこや会館</p> <p>① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について 当施設において、KPI が設定されていない。 施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証し、県民に対して施設の必要性を明らかにするために設定すべきものである。 県は、施設の必要性を確認するため、地方職員共済組合山形県支部運営審議会でもモニタリングされている利用者数などを参考にして、早急に当施設の KPI を設定することを検討されたい。</p>	p. 261
9	<p>6-10 産業技術短期大学校庄内校</p> <p>① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について 当施設において、施設 KPI が設定されていない。 施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証し、県民に対して施設の必要性を明らかにするために設定すべきものである。 県は施設の必要性を確認するため、「第 10 次山形県職業能力開発計画（計画期間 H28～R2 年度）」の「数値目標」に定める「公共職業訓練（学卒者）の正社員就職率」や「公共職業訓練（学卒者）の県内就職率」などの指標を用いて、早急に当施設の施設 KPI を設定することを検討されたい。</p>	p. 271
10	<p>6-11 庄内総合支庁（分庁舎を含む）</p> <p>① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について 当施設において、施設 KPI が設定されていない。 施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証し、県民に対して施設の必要性を明らかにするために設定すべきものである。 県は施設の必要性を確認するため、それぞれの部署の機能に応じた「相談対応件数」「申請受付件数」「書類発行件数」などの指標を設定し、早急に当施設の施設 KPI を設定することを検討されたい。</p>	p. 278

意見の要約		参照頁
11	<p>6-12 栽培漁業センター</p> <p>① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について 当施設において、施設 KPI が設定されていない。</p> <p>施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証し、県民に対して施設の必要性を明らかにするために設定すべきものである。</p> <p>県は施設の必要性を確認するため、第7次山形県栽培漁業基本計画で明示している指標を参考に、それぞれの機能に応じた複数の指標を設定し、早急に当施設の施設 KPI を設定することを検討されたい。</p>	p. 286
12	<p>6-13 工業技術センター</p> <p>① 施設 KPI の設定について</p> <p>県では、総合発展計画で設定した KPI のみを当施設の施設 KPI に設定しているが、当施設が独自に策定した長期ビジョンに基づく達成目標も施設 KPI に設定すべきである。</p> <p>施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証し、県民に対して施設の必要性を明らかにするために設定すべきものである。</p> <p>また、一部の達成目標に関して、達成目標の定義検討や測定方法をあらかじめ設定しておくべきであるが設定されていなかった。</p> <p>当施設に限らず、今後、県として施設 KPI を設定する際は同様のことがないように徹底すべきである。</p>	p. 299
13	<p>6-14 内水面水産研究所</p> <p>① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について</p> <p>当施設において、施設 KPI が設定されていない。</p> <p>施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証し、県民に対して施設の必要性を明らかにするために設定すべきものである。</p> <p>県は施設の必要性を確認するため、「大型マスの産卵数」や「調査件数」などそれぞれの機能に応じた複数の指標を設定し、早急に当施設の施設 KPI を設定することを検討されたい。</p>	p. 308

意見の要約		参照頁
14	<p>6-15 高度技術研究開発センター</p> <p>① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について 当施設において、施設 KPI が設定されていない。 施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証し、県民に対して施設の必要性を明らかにするために設定すべきものである。 県は、施設の必要性を確認するため、早急に当施設の施設 KPI を設定することを検討されたい。</p>	p. 314
15	<p>6-16 山形県教育センター</p> <p>① 施設の必要性を確認するための施設 KPI 設定について 当施設において、施設 KPI が設定されていない。 施設 KPI は目標を達成するための取組みの進捗状況を定量的に測定するための指標であり、当施設の設置目的である施策の実施状況を検証し、県民に対して施設の必要性を明らかにするために設定すべきものである。 よって県は、施設の必要性を確認するため、早急に当施設の施設 KPI を設定することを検討されたい。当施設の場合、「利用者数」「研修受講者数」「教員からのアンケート結果」などに基づく指標が考えられる。</p>	p. 320

(その他)

意見の要約		参照頁
1	<p>6-1 山形県郷土館</p> <p>① 施設利用状況のより詳細な把握・分析について 当施設において把握している利用日数及び稼働率からは、一日のうち未利用となっている時間帯が、いずれの利用区分においてどの程度発生しているのかを把握することは難しい状況となっている。 県は、効果的かつ効率的な施設利用を促進するため、利用区分及び利用時間帯ごとの稼働率を算出し、利用状況のより詳細な把握・分析を行っていくことが望ましい。</p>	p. 181
2	<p>6-1 山形県郷土館</p> <p>③ 使途明示型ふるさと納税制度の周知による維持管理コスト財源の確保について 令和3年8月より、使途明示型ふるさと納税として「山形県郷土館</p>	p. 183

意見の要約		参照頁
	<p>「文翔館」修繕事業」に対する寄付の受付を開始しており、施設に係る行政コストを削減するとともに、県と地域住民が一体となり魅力的な施設づくりに取り組んでいくという手法は、非常に良い取組みである。</p> <p>県は、施設維持に係る財政負担を緩和しながら、計画的な改修工事及び設備更新の実施を可能とするため、例えば、当施設の毎年の行政コストの発生状況や個別施設計画における今後の長寿命化対策費用の額を示した上で、使途明示型ふるさと納税制度の周知に努められたい。</p>	
3	<p>6-4 置賜文化ホール</p> <p>① 施設利用状況のより詳細な把握・分析について</p> <p>当施設において把握している利用日数及び稼働率からは、一日のうち未利用となっている時間帯が、いずれの利用区分においてどの程度発生しているのかを把握することは難しい状況となっている。</p> <p>県は、効果的かつ効率的な施設利用を促進するため、利用区分及び利用時間帯ごとの稼働率を算出し、利用状況のより詳細な把握・分析を行っていくことが望ましい。</p>	p. 212
4	<p>6-10 産業技術短期大学校庄内校</p> <p>② 役務提供の実態に応じた費用負担について</p> <p>当施設と、隣接する庄内職業能力開発センターでは、調達事務の効率化の観点から、施設維持管理業務や水道光熱費などを当施設で一括して業者と契約締結し、業者への支払いの予算計上や実績の集計などを全て当施設で行っている。</p> <p>所管部局が各施設に係る支出を区分して把握していない場合、集約化等を含む施設利活用等の検討において各施設の採算性や仮に廃止した場合に軽減される支出額を把握することが困難である。</p> <p>県は、各施設の行政コストの実態に基づいた施設の中長期的な在り方を検討するためにも、役務の費消に応じて施設ごとに予算計上、実績集計することが望まれる。</p>	p. 272

(監査要点③)施設の老朽化・利用状況・同種施設の設置状況等を踏まえて、規模や配置の状況は適切か

(1) 指摘事項
該当なし

(2) 意見
《全般的事項》
(代替施設に係るもの)

意見の要約		参照頁
1	<p>2-1 施設アセスメント</p> <p>② 「二次評価の視点：施設の代替性」の施設が果たす機能に基づく検討について</p> <p>施設アセスメント二次評価の「施設の代替性」に係る検討について、多くの施設では、条例等で定める設置目的に沿う代替施設に限定して判断している。</p> <p>公の施設同士で重複がないかという視点の他に、公共施設マネジメントとして総量縮小を目指していく中で、民間や市町村等に同一機能を有する施設がある場合、民間に当該機能を任せて建設・維持管理コストを縮減できないかを検討する機会とするために、施設が有する純粋な機能の代替性にも注目して判断を行うべきである。</p> <p>その上で、代替性があると判断された施設については、ハードに係るコストに代えて、ソフト面でのサポートにより施設設置の目的が達成できないか検討することが有用と考える。</p>	p. 100

《個別施設等》
(利用状況に係るもの)

意見の要約		参照頁
1	<p>6-2 山形県民の海・プール</p> <p>② 冬期間における未利用エリアの有効活用について</p> <p>当施設では、冬期間は流水プールエリアで気温が上がらないことから休場している。</p> <p>冬期間も利用者の利便性を高めるように、流水プールエリアの環境整備（冷氣対策）を調査し、費用対効果を再度検討したうえで、冬期間の全館運営の可否を検討されたい。</p>	p. 192

意見の要約		参照頁
2	<p>6-16 山形県教育センター</p> <p>② グラウンドの利用状況について</p> <p>当施設に設置されているグラウンドは、雑草が生えており手入れがされておらず、とてもレクリエーション指導や余暇活動には利用できない状態であった。</p> <p>県は、当施設の設置目的に沿って設備が利用されるよう、しっかりと整備を行い、本来の目的に供用される方向性を検討されたい。</p>	p. 320
3	<p>6-16 山形県教育センター</p> <p>③ プラネタリウムの利用状況について</p> <p>当施設に設置されているプラネタリウム室は平成 29 年に近隣の保育園の幼児教育のために利用されたことを最後に、利用されていない。</p> <p>県は、撤去費用と維持費用との比較衡量をした上で早急に撤去などの対処を取るか、もしくは手直しを行い、本来の目的に供用することを検討すべきである。</p>	p. 321
4	<p>6-16 山形県教育センター</p> <p>④ 宿泊棟の利用状況について</p> <p>当施設に設置されている宿泊棟は、竣工以来大きな改築や増築は無く、老朽化が進んでおり、近年宿泊者の減少傾向が顕著である。</p> <p>県は、宿泊については民間施設への宿泊を誘導した上で金銭的な補助をするなどのソフト面でのサポートを行い、宿泊棟については今後の維持管理費も考慮に入れ解体の要否を検討されたい。</p>	p. 322
5	<p>6-16 山形県教育センター</p> <p>⑤ コロナ禍を踏まえた今後の施設の在り方について</p> <p>現況のコロナ禍において、Web での研修が増加する傾向にあり、施設の来所利用者が減少している。</p> <p>当施設に対する維持管理コストも相当程度かかっているため、今後、コロナ禍に関わらず Web によるオンラインによって当施設の多くの機能が維持され、一方で施設の来所利用者が減っていくのであれば、他施設との集約化なども検討されたい。</p>	p. 323
6	<p>6-18 山形警第 9 号職員アパート</p> <p>① 県職員公舎と警察職員公舎の共同利用の推進について</p> <p>県内市町ごとの県職員公舎と警察職員公舎の空き戸数を比較した結果、警察職員公舎の空き戸数がゼロで県職員公舎は空きがある市町や、県職員公舎・警察職員公舎ともに空き戸数がある公舎が多い市等</p>	p. 339

意見の要約		参照頁
	<p>が確認された。</p> <p>県は、県有財産の有効活用、公舎の集約化・廃止による維持管理コストの軽減の観点から、県職員公舎と警察職員公舎の共同利用をさらに推進することを検討されたい。</p>	
7	<p>6-23 山形県総合交通安全センター</p> <p>① 非常用自家発電装置の予備電源としての太陽光発電設備の点検・維持管理について</p> <p>当施設では、非常用自家発電設備の予備電源として太陽光発電設備を設置しているが、非常時に備えて当該設備で発電された電気を使用しておらず、一方で保守点検業務の委託対象にも含めていない。</p> <p>県は、予備電源としての太陽光発電設備が、必要な時に故障して利用できないということがないように、当該設備の点検・維持管理を行うことを検討されたい。</p>	p. 387
8	<p>6-23 山形県総合交通安全センター</p> <p>② 使用頻度が低い物品の再調達時の他機関からの借用や共同利用等の検討について</p> <p>当施設には使用頻度が著しく低い技能試験用車があるが、道路交通法で手数料の額の標準を定めて全国的に統一した取扱いとする趣旨に鑑みれば、使用回数が少ないことを理由として、受益者である受験者に負担させるために手数料を増額することは困難である。</p> <p>よって、県は、使用頻度が極めて低い技能試験用車の再調達に際しては、予約制や毎月の試験実施日等を固定する工夫を行った上で、他機関からの一時的な借用や共同利用等を検討されたい。</p>	p. 387
9	<p>6-24 天童警察署</p> <p>① 非常用自家発電装置の予備電源としての太陽光発電設備の点検・維持管理について</p> <p>当施設では、非常用自家発電設備の予備電源として太陽光発電設備を設置しているが、非常時に備えて当該設備で発電された電気を使用しておらず、一方で保守点検業務の委託対象にも含めていない。</p> <p>県は、予備電源としての太陽光発電設備が、必要な時に故障して利用できないということがないように、当該設備の点検・維持管理を行うことを検討されたい。</p>	p. 395
10	<p>6-30 酒田北港地区</p> <p>③ ふ頭用地等の港湾管理者等に対する早期譲渡の検討について</p> <p>酒田北港地区に係る今後の収支見込みによれば、今後発生する造成</p>	p. 430

意見の要約		参照頁
	<p>工事費が9億円以下で、かつ、計画された分譲価格で分譲予定地が全て売却される場合には、当会計に損失は発生せず、令和2年度末時点の県債及び一般会計借入金を全額返済可能となっている。</p> <p>このうち、分譲収入見込額には将来の貨物需要・土地需要に対応するための開発空間として留保している土地や専用泊地、掘込用地等が含まれているが、これらの土地について、民間への売却可能性が低い場合には早期に港湾管理者等に譲渡し、県債や一般会計借入金の償還原資とすることを検討されたい。</p>	

(代替施設に係るもの)

意見の要約		参照頁
1	<p>6-6 山形県青年の家</p> <p>③ 民間宿泊施設の活用検討について</p> <p>当施設は、竣工から多少の修繕は加えられているものの、全体的な老朽化は否めない状態である。利用者に快適に利用してもらうためには多額の設備投資が必要となる状況であるが、今後投資額に見合う利用者数を達成できるかは疑義がある。</p> <p>周辺は天童温泉などの民間の宿泊施設も充実しているため、団体宿泊訓練については金銭的な補助をするなどのソフト面でのサポートを行い、本館については今後の維持管理費も考慮に入れ解体なども検討すべきである。</p>	p. 237
2	<p>6-8 山形県神室少年自然の家</p> <p>③ 施設アセスメントによる利活用の方向性について</p> <p>当施設は、県の施設アセスメントによる二次評価において、「維持」という評価がなされているが、施設 KPI が設定されていない状況下で、設置目的がどの程度達成されているかを判断できるのか疑義がある。</p> <p>県は、設備投資額と当該投資を実施した場合の今後の施設利用年数分の交通費補助額を比較衡量し、経済性の観点から更新投資の効果を検討し、改めて当該施設の評価を実施すべきである。</p>	p. 254
3	<p>6-17 山形第16号職員アパート</p> <p>① 施設アセスメント二次評価での方向性変更時の説明追加の検討について</p> <p>当施設の施設アセスメントによる利活用等の方向性について、一次評価の「廃止（解体等）が望ましい」から二次評価で「再生」と変更</p>	p. 329

意見の要約		参照頁
	<p>しているが、二次評価における老朽化の度合い、入居率の状況、代替施設の有無等に関する事務局所見には方向性の変更に関する合理的な理由が見受けられない。</p> <p>県は、二次評価で方向性を変更する場合には、事務局所見として変更に関する合理的な説明を記載すべきである。また、合理的な説明が可能であるということは、所見に記載されていない定性評価要素があることを意味し、当該要素を制度的に二次評価の考慮要因に組み込むことも検討されたい。</p>	
4	<p>6-20 遊佐高等学校</p> <p>① 県立学校等の配置の妥当性に関する定量的な検討の実施について</p> <p>当施設の施設アセスメントによる利活用等の方向性について、学校施設の配置を理由として、一次評価の「廃止（解体等）が望ましい」から二次評価で「維持」と変更している。</p> <p>一般的に施設の整備・更新には多額のコストを要する上に、いったん整備すると数十年間、施設の維持管理コストが発生することになるため、少子化が進む社会環境下では、将来にわたって有効活用することができない可能性があり、生徒・保護者や地域社会のニーズに加えて、県全体の将来を踏まえた公共施設マネジメントの視点からの検討も行うべきである。</p> <p>県は、施設アセスメントの二次評価において、施設の利活用等の方向性を変更する場合、地域のニーズのほか、「生徒一人当たり純経常行政コスト」などの定量的指標も考慮して、妥当性を説明することが必要であると考え。</p>	p. 359

(施設老朽化に係るもの)

意見の要約		参照頁
1	<p>6-3 県民の森（森林学習展示館）</p> <p>② 老朽化遊具の撤去検討について</p> <p>当施設内に、老朽化の激しい木製の遊具が散見された。</p> <p>事故を未然に防ぐためにも、県は、巡回の際に発見された危険事項等につき、利用停止や撤去、修繕といった判断基準を設け、対応に結び付けるプロセスが必要になると思料する。</p>	p. 203
2	<p>6-14 内水面水産研究所</p> <p>② 維持すべき機能の見定め及び機能に応じた移転先の選定について</p> <p>県の施設アセスメントにおける利活用等の方向性について、二次評価で「再生（一部維持）」を選択しているものの、養魚用水の確保と施設の老朽化を考えると「再生」ではなく、「集約化」としてより効果的・効率的な内水面漁業の振興のための方向性を検討することが望ましい。</p> <p>そのためには、県の内水面漁業にとって必要な機能を取捨選択する必要がある。内水面水産研究所の研究・開発の方向性に合わせて、遊佐町にある内水面水産センターを所有する公益財団法人山形県水産振興協会と連携し、有効性・効率性の観点から施設の集約化などを進めることが必要と考える。</p>	p. 308
3	<p>6-19 山形東高等学校</p> <p>① 施設アセスメントにおける劣化度診断調査の精度向上について</p> <p>県は、平成 29 年度に、施設アセスメントのうち「建物性能」の評価のため、「県有施設の劣化度診断調査」を実施し、当施設のうち「武道館」の外壁・外部建具について「B：部分的に劣化は認められるが、安全上機能上は問題なし」と判定していた。しかし、当該調査の翌年、武道館のバルコニー部分からコンクリート塊の崩落事故が発生していた。</p> <p>よって、県は、劣化度診断に係る評価基準をより細分化又は具体化することで、より精度の高い劣化度診断調査を実施すべきである。</p>	p. 350

(監査要点④) 今後の更新計画が、基本方針に基づく個別施設計画等において具体化されているか

(1) 指摘事項

《全般的事項》

指摘事項の要約		参照頁
1	<p>2-7 山形県営住宅長寿命化計画</p> <p>② 給湯設備に係る改善事業費の修正を織り込んだ計画の見直しについて</p> <p>当計画に係る令和3年度の計画額と予算要求額を比較した結果、給湯設備に係る改善事業について単価に乖離があった。これは、計画している改善内容と異なる工事の実績単価に基づき計画事業費を算出していたことによるものである。</p> <p>県は、事業手法の決定や工事対象住戸に係る優先順位の判断をより正確な情報に基づき実施するためには、概ね5年ごとに予定している計画見直しの際に、当該給湯設備に係る改善事業費を修正する必要がある。</p>	p. 144

《個別施設等》

該当なし

(2) 意見

《全般的事項》

意見の要約		参照頁
1	<p>2-5 山形県立学校施設長寿命化計画</p> <p>① 県立高校再編整備計画の着実な実行とモニタリング結果に基づく長寿命化計画の見直しについて</p> <p>県の財政状況が厳しさを増し、施設の老朽化や少子化も進行している中で、施設アセスメントにおいて利活用等の方向性を早期に明確にし、優先度の高い長寿命化対策に集中する必要がある。</p> <p>そのため、県は、早期の整備計画策定と計画に基づく取組みの着実な実行を図られたい。また、計画の実行状況や少子化の進行状況等について適切なモニタリングを実施するとともに、モニタリングで得た情報を将来の県立学校施設長寿命化計画の見直しに活用することが必要と考える。</p>	p. 128

意見の要約		参照頁
2	<p>2-6 山形県警察施設長寿命化計画</p> <p>① 施設アセスメント実施の必要性検討と長寿命化計画の精緻化について</p> <p>警察署の位置及び管轄区域は施設アセスメントとは別の要素により決定されるものであるため、警察施設について、利活用等の方向性を示すことを目的とする施設アセスメントを実施する意義は高くないと考える。一方で、警察施設には施設類型特有の施設がある他、会計検査院から施設に係る浸水対策の不備が指摘されているが、これらについて現在の計画における対策費用の算出では考慮されていない。</p> <p>県は、警察施設に係る施設アセスメントによる利活用等の方向性を決定するプロセスを省略し、その分の作業量を、長寿命化計画の精緻化を図るために充てることを検討されたい。</p>	p. 133
3	<p>2-6 山形県警察施設長寿命化計画</p> <p>② アスベスト除去工事の対象特定調査の計画的な実施と除去費用の長寿命化計画への反映について</p> <p>警察施設において、近年、アスベスト除去工事により当初の想定より建築工事費用が増大する事例が発生している。アスベスト除去工事は、解体の時だけでなく改造・補修の際にも必要となるため、長寿命化対策工事を行う場合も除去作業が必要となり費用が増大する可能性が高いが、当計画の対策費用に、アスベスト除去費用は織り込まれていない。</p> <p>県は、財政上の制約と建替えに伴う工事費用を適切に把握し、投資判断を誤らないようにするために、計画的にアスベスト除去工事の対象を特定する調査を実施するとともに、除去費用を長寿命化計画の対策費用の見積もりに織り込む必要がある。</p>	p. 134
4	<p>2-7 山形県県営住宅長寿命化計画</p> <p>③ 住戸単位での改善事業実施に係る取組みの効果検証と庁内での情報共有について</p> <p>県では、現在、住棟単位で改善事業を行っているが、対象住棟に入居者がいる場合は転居するまで工事を実施できないため、募集停止から工事開始まで数年かかっている状況である。</p> <p>当該状況に対応するため、県では、住棟単位から住戸単位で改善事業を実施する方法に転換することを検討している。住戸単位での改善事業実施に係る取組みの推進にあたり、メリットとデメリットの把握と収支・管理面での効果検証を継続的に行い、好事例と認められる場</p>	p. 145

意見の要約		参照頁
	合、公舎など他の施設類型でも同様の展開ができるように県有財産総合管理推進本部等で情報共有することが有用であるとする。	

《個別施設等》

意見の要約		参照頁
1	<p>6-9 山形県職員会館あこや会館</p> <p>② 再生に向けた長寿命化計画の精緻化について</p> <p>施設アセスメントの結果、利活用等の方向性が「再生」と決定されたため、建物長寿命化計画の当施設に関する資料において、今後10年間の長寿命化対策費用の概算を整理している。しかし、当該対策費用は保全マネジメントシステムで標準として設定されている機器部材の更新年数と更新単価に基づき機械的に算出されたものであり、実際には所管課で毎年予算要求の際に次年度の修繕工事を検討することどまっている。</p> <p>県は、実際の老朽化具合を踏まえた修繕工事の実施時期の検討及び直近の工事単価に基づく対策費用の積算などにより長寿命化計画を精緻化することを検討されたい。</p>	p. 261
2	<p>6-11 庄内総合支庁（分庁舎を含む）</p> <p>② 劣化度診断調査を受けた調査と修繕の早期実施について</p> <p>令和3年3月31日に策定された建物長寿命化計画の当施設に関する資料の「個別施設の状態等」の項目では、本庁舎の外壁につき早急な対応が必要、内部仕上につき著しい劣化現象があると指摘されている。しかし、同資料の「実施時期と対策費用」の項目にこの外壁及び内部仕上への対応費用は計上されていない。</p> <p>特に外壁については崩れ落ちることで利用者に危害を加える危険性もあるため、早期に調査を実施し、必要な修繕を実施する必要がある。</p>	p. 278
3	<p>6-12 栽培漁業センター</p> <p>② 取水管と自家発電装置の更新投資に係る計画的更新について</p> <p>栽培漁業においては水の確保が事業継続上不可欠であり、そのために施設の計画的更新が必要であるが、当施設では更新が計画されていない。</p> <p>建築物だけでなくこれらの設備も当施設の根幹を支えるもので、正常稼働しなかった場合には多額の損失を生じる可能性がある。県有施設として保有し続けることが必要と判断される場合、施設の設置目的達成に必要な不可欠な設備についても、計画的な更新について検討され</p>	p. 287

意見の要約		参照頁
	たい。	
4	<p>6-17 山形第16号職員アパート</p> <p>② 改修工事の効果測定と原因分析に基づく改修と建替えの比較検討について</p> <p>平成21年度以降始まった大規模改修工事の対象公舎の中に、改修後に入居率が低下した公舎がある。</p> <p>定期的な人事異動制度や有事即応体制のために必要と判断して改修工事を実施する以上、その効果として、施設が有効利用されなければならない。県は、高い効果が見込める公舎を優先して改修工事を行うため、過去の改修工事について継続的に効果測定と入居率低下の原因分析を行っていく必要がある。その上で行政コストや財源等の面で経済的に有利な事業を選択することが必要と考える。</p>	p. 331

(監査要点⑤)財産に係る使用料の受益者負担の水準は適正か

(1) 指摘事項

該当なし

(2) 意見

《全般的事項》

該当なし

《個別施設等》

意見の要約		参照頁
1	<p>6-5 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館</p> <p>② あるべき受益者負担割合の設定による使用料見直しの検討について 当施設においては、入館料についてコスト回収的側面からの具体的検討は現在まで行われたことはなく、開館当初より入館料の改定は一度もなされていない。</p> <p>県は、施設のあるべき受益者負担割合を設定し、実際の負担割合と比較することにより、コスト回収的な観点から入館料の妥当性の検証やコスト削減に努めていくことを検討されたい。</p>	p. 226
2	<p>6-9 山形県職員会館あこや会館</p> <p>③ 無償貸付けしている物件に係る維持補修費用の負担関係の見直しについて</p> <p>県は地方職員共済組合山形県支部に対して、当施設の敷地及び建物を無償貸付けしているが、これに加えて、土地（建物）使用貸借契約における修繕義務等に係る原則的な取扱いに従い、直近5年間で年平均2百万円の施設修繕費を負担している。使用貸借である以上、通常必要な維持管理費については借主が負担することが合理的である。</p> <p>県は、今後、施設の老朽化がさらに進展し、大規模な改修や修繕が必要となる前に、将来における当施設の在り方について慎重に議論することを含め、当施設の敷地及び建物の無償貸付けに加えて維持補修費まで負担している現状の負担関係について見直す必要があると考える。</p>	p. 262
3	<p>6-12 栽培漁業センター</p> <p>③ 蓄養の早期事業化について</p> <p>当施設では屋外の餌料培養槽にて、令和2年度からヒラメ、アオリイカ、タイ及びフグの蓄養を試験的に行っているが、現在は試験的な</p>	p. 287

意見の要約		参照頁
	<p>運用であるため、培養槽の利用料は徴収していない。</p> <p>当事業は当施設の目的に適う事業であることから早期に事業化し、適切な利用料を徴収することが望まれる。</p>	
4	<p>6-17 山形第16号職員アパート</p> <p>③ 山形県公舎管理規則の公舎料単価に係る別表の区分見直しについて</p> <p>県では、山形県公舎管理規則の別表第一において、構造・建設年次別区分に応じた1平方メートル当たりの公舎料の単価の額を定めており、参考とした国の規則が経過年数に応じて単価を設定しているのと異なっている。</p> <p>老朽化度合いに応じた行政コストの適正な受益者負担の観点から、経過年数に応じて公舎料が逡減する国の単価設定区分の方が合理的であり、県は、当該規則の公舎料単価の額に係る別表区分について、経過年数に応じた単価区分とする等の方法により見直すことを検討されたい。</p>	p. 332
5	<p>6-23 山形県総合交通安全センター</p> <p>③ 食堂の光熱水費等実費相当額の減免継続の検討について</p> <p>当施設では、施設を利用する県民のため、また職員の福利厚生施設として食堂を設置し、民間の事業者に対して行政財産の目的外使用を許可している。県の事務取扱要領によれば、光熱水費実費相当額については原則として減免できないが、過去食堂の経営が厳しく撤退の申し出があった時期に、当該要領のただし書に基づき、50%の減額を行い、現在も継続している状況である。</p> <p>県は、事業者の収支計算書や過去の経緯等を踏まえて経営状況を確認し、光熱水費実費相当額の減免という例外的な取扱いの継続の適否を毎年検討する必要がある。</p>	p. 389
6	<p>6-30 酒田北港地区</p> <p>① 総括原価回収方式の原価の範囲の見直しと分譲用地以外の土地に係る譲渡時期前倒しの検討について</p> <p>分譲用地以外の土地については、分譲用地の売却が終了した段階で港湾管理者や地元市町へ譲渡する予定であるが、昭和49年から分譲開始され、47年経過した現在でも終了していない。この期間に、これらの土地の一部では浸食対策工事が、緑地では維持管理委託費が発生し、土地取得事業特別会計から支出している。</p> <p>当該特別会計から支出するということは分譲収入により負担する</p>	p. 428

意見の要約		参照頁
	<p>ことを意味するが、分譲開始時の想定を超えており、これらの支出は、用地の譲渡先となることが想定される港湾管理者等に負担を求めることを検討する必要があると考える。</p> <p>県は、分譲期間が長期化している現状を踏まえて、維持管理費の軽減及び受益者負担の適正化の観点から、総括原価回収方式に基づき分譲収入により負担する原価の範囲の見直しと、分譲用地以外の土地の譲渡時期の前倒しについて、検討されたい。</p>	

(監査要点⑥) 未利用財産の把握は適時に行われ、利活用の取組み又は普通財産への移管・処分等が適切に行われているか

(1) 指摘事項
該当なし

(2) 意見
《全般的事項》
(未利用施設に係るもの)

意見の要約		参照頁
1	<p>1-3 「県有財産の有効活用」のための具体的な取組み</p> <p>① 庁舎等や敷地の未利用スペースに係る全庁的な照会の仕組みの整備について</p> <p>現地視察を行った結果、庁舎等や敷地の一部に未利用スペースがある施設や利用可能な未利用スペースを探している施設が確認された。</p> <p>今後は人口減少やデジタル化の進行により、庁舎等のスペースを適切に利用していても未利用スペースが生じてくる可能性が高いと考える。よって、県は、庁舎等やその敷地の未利用スペースの有無や要望に係る全庁的な照会等を行う仕組みを整備し、施設の有効活用を図られたい。</p>	p. 92
2	<p>3-2 未利用財産・普通財産の売却</p> <p>① 予定価格から将来の維持管理コストを控除するなどの方策の検討について</p> <p>普通財産の売払いについて、一般競争入札の入札回数に応じて鑑定評価額の7割まで評価額を設定する基準を設け、平成21年度から令和2年度までに23件が落札されている一方で、当該基準設定後も入札を実施し落札されていない物件が23件ある状況である。</p> <p>県は、維持管理に要している行政コストを把握し、将来の一定年数分の行政コストを見積もって控除することなど、より早期に売却予定未利用財産を売却するための工夫について検討されたい。</p>	p. 151
3	<p>3-3 普通財産の貸付け</p> <p>① 市町村との貸付物件の売却・交換協議に係るステータス管理と譲与の検討について</p> <p>普通財産の市町村に対する無償貸付けについて、貸付期間中は県に維持管理コストの負担がないという点で合理的であるが、特定の市町村に住む県民のみ利することになり長期間続く場合、県民全体の財産</p>	p. 158

意見の要約		参照頁
	<p>という観点から公平ではない。</p> <p>県は、定期的に貸付市町村に対する売却・交換に関する協議を継続し、県有財産総合管理推進本部などで協議・検討状況のステータス管理を行い、売却・交換が困難で今後も県の利活用の見込みがない場合、市町村に対する譲与等の協議にステータスを進めることを検討されたい。</p>	
4	<p>4 地方公会計制度の活用</p> <p>③ 売却可能区分の設定を活用した未利用資産の有効活用に向けた取組みについて</p> <p>固定資産台帳上、「売却可能資産」として特定されている資産については、地方公会計制度に基づく財務諸表で「売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲」を注記することになっている。しかし、県の地方公会計制度において売却可能資産の定義づけがされておらず、固定資産台帳に売却可能資産情報が正しく記載されていないため、注記情報を把握することができず、財務諸表に注記が行われていない。</p> <p>県は、売却可能資産の定義づけを行い、固定資産台帳に売却可能資産情報を登録し、財務諸表への注記を行うとともに、未利用資産の有効活用に繋げる工夫を検討されたい。</p>	p. 166

(遊休備品等に係るもの)

意見の要約		参照頁
1	<p>5 物品管理</p> <p>① 遊休備品登録の積極活用と外部公表の検討について</p> <p>県の財務会計システムでは、遊休備品を登録し、庁内の誰でも閲覧できる機能が整備され、物品の有効利用に努めることとしているが、当該仕組みは十分に運用されていない状況であると考えます。</p> <p>県は、物品管理者以外の所管部局が遊休の判断を行う、年間使用日数が一定以下の備品は登録を義務付けるなどにより財務会計システムの遊休備品登録機能をより積極的に活用することを検討されたい。また、登録後も有効利用されない備品は、市町村・公共的団体等への情報提供や県のホームページ等での公表による売却・貸付けを検討することが有用であると考えます。</p>	p. 170

(その他)

意見の要約		参照頁
1	<p>3-1 未利用財産の利活用・売却等に関する意思決定プロセス</p> <p>① 山形県県有財産有効活用検討会議機能の県有財産総合管理推進本部への集約の検討について</p> <p>未活用土地等の活用のあり方等を幅広い観点から検討することを目的として平成24年2月に設置した「山形県県有財産有効活用検討会議」について、直近5年間開催されておらず、当会議構成員と同じメンバーが毎年県有財産総合管理推進本部幹事会メンバーとして「普通財産の利活用計画」を協議している状況を踏まえると、会議の設置継続の意義について疑義を感じる。</p> <p>県は、未利用財産の利活用について効率的に意思決定する観点から、山形県県有財産有効活用検討会議の機能を県有財産総合管理推進本部へ集約することを検討されたい。</p>	p. 147

《個別施設等》

(未利用施設に係るもの)

意見の要約		参照頁
1	<p>6-6 山形県青年の家</p> <p>② 陶芸室の利用状況について</p> <p>当施設の敷地内にある陶芸室が、10年以上利用されていない状態で残されている。</p> <p>使わないまま残しておく、倒壊や獣の住処となり県民に被害が生じるおそれがある。使う見込みがないのであれば、県は、撤去費用を踏まえてまずは消耗品から処分を進め、最終的には建造物も含めた撤去・解体を検討されたい。</p>	p. 236
2	<p>6-7 山形県立博物館</p> <p>① 全庁的視点による未利用スペースの活用について</p> <p>当施設では、施設内に収まりきれない収蔵資料の保管場所として、民間企業との間で建物賃貸借契約を締結し、賃料負担が生じている。</p> <p>県は、庁舎等県有施設の未利用スペースの状況を詳細に調査し、現状を把握したうえで、当該未利用スペースについて全庁的な利活用の照会等を行う仕組みを整備することにより、施設の有効活用を図っていくことを検討されたい。</p>	p. 246
3	<p>6-11 庄内総合支庁（分庁舎を含む）</p> <p>③ ペーパーレス化等による業務効率化の推進と空きスペース活用の</p>	p. 279

意見の要約		参照頁
	<p>検討について</p> <p>公文書ファイル冊数の過去5年間の推移を見ると、廃棄により年度末保管冊数は減少傾向にあるものの、新規登録冊数は平成29年度以前と比較して平成30年度以降は増加している。</p> <p>当施設では公文書ファイルや申請書等の書類が大量に保管されており、その保管場所は庁舎内の複数の場所に点在し、多くのスペースを割いている。</p> <p>平成31年3月に県が公表した「山形県 ICT 推進方針の概要について」に記載されている方針に基づき、事業者からの申請等の電子化や書類のペーパーレス化により公文書ファイルの新規登録冊数を削減しつつ、業務効率化を推進するとともに、今後もルールに則った廃棄により文書保管スペースの縮小に努めながら、施設全体の有効利用について検討されたい。</p>	
4	<p>6-13 工業技術センター</p> <p>② 廃棄予定物品・長期未利用物品の廃棄処分による施設スペースの有効活用について</p> <p>当施設に設置されている物品のうち、「故障」もしくは担当部署からの「廃棄希望」があるが、廃棄処分されていないものがあった。</p> <p>財源的な制約も考慮しながら、廃棄予定物品や長期未使用物品について計画的に廃棄処分し、これにより空いた施設スペースを有効活用するべきである。</p>	p. 301
5	<p>6-15 高度技術研究開発センター</p> <p>② 未利用スペースの活用について</p> <p>当施設内に、現地調査時点で未利用となっているスペースが確認された。</p> <p>施設所管部局でも今後の活用策を検討している段階であるが、広大なスペースが未利用となっていることから、入居スペースの拡張や全面研修室への転換など早期に活用策を検討されたい。</p>	p. 315
6	<p>6-19 山形東高等学校</p> <p>② 未使用学校施設の立ち入り管理の強化について</p> <p>県は、倒壊や部材落下の危険がある建物を未使用学校施設と位置づけており、平成29年3月末をもって耐震性を理由に使用中止となった当施設旧理科棟も含まれている。現地視察時における内部の状況は、使用しなくなった廃材や廃棄物等が置かれており、またスキーの調整台が設けられ出入りしていた形跡が残されていた。</p>	p. 351

意見の要約		参照頁
	<p>県は、耐震性に問題があり安全性が確保できないと判断した施設については、生徒や教師が許可なく立入りできないよう管理を強化する必要がある。</p>	
7	<p>6-20 遊佐高等学校</p> <p>② 劣化度診断及び耐震点検対象外施設に係る定期的な安全性調査の必要性について</p> <p>県は、倒壊や部材落下の危険がある建物を未使用学校施設と位置づけており、当施設では格技場と農業実習室が含まれているが、現地視察時、格技場は不要となった物品等の物置として、農業実習室はテント部材の倉庫として利用されていた。また、この他に電気陶芸がま等の備品が備え付けてある倉庫があるが、延床面積 200 m²未満であるため、「劣化度診断調査」および「学校施設の非構造部材の耐震点検」の対象外となっていた。</p> <p>県は、生徒や教師が出入りすることが想定される施設については、安全性の調査を定期的に行う必要がある。</p>	p. 361
8	<p>6-21 新庄神室産業高等学校</p> <p>① 劣化度診断及び耐震点検対象外施設に係る定期的な安全性調査の必要性について</p> <p>県は、倒壊や部材落下の危険がある建物を未使用学校施設と位置づけており、当施設では寄宿舍が含まれている。寄宿舍は、平成 15 年開校時に旧新庄農業高等学校から移管されたもので、当時から休舎としていた。平成 25 年度より新庄市へ一部貸与し、新庄市はこれを市立学童保育所として使用しているが「劣化度診断調査」および「学校施設の非構造部材の耐震点検」の対象外となっていた。</p> <p>よって、県は、市町村等に貸与して不特定多数が出入りする施設についても、安全性の調査を定期的に行う必要がある。</p>	p. 372
9	<p>6-21 新庄神室産業高等学校</p> <p>② 貸与物件の譲与等の検討による未使用学校施設の解体推進とコスト縮減について</p> <p>県は、未使用学校施設を解体していくこととしているが、令和 3 年度までの 4 年間で解体完了又は実施が決まっているものは、解体予定の建物延床面積合計 58,586 m²のうち 8,683 m² (14.8%) であった。</p> <p>未使用学校施設に含まれる当施設の寄宿舍の一部について、新庄市による修繕が複数回実施され、実質的な施設管理は新庄市が行っていると考えられる。</p>	p. 373

意見の要約		参照頁
	<p>こうした施設については、今後の解体費の縮減のため、無償貸与ではなく、譲渡・移管についても検討し、総量を縮小した上で、計画的に早期に解体を進める必要がある。</p>	
10	<p>6-22 米沢養護学校</p> <p>① 構造体及び附属設備に係る定期点検の追加実施について</p> <p>県は、平成 29 年度以降、毎年、県立学校の定期点検として文部科学省からの要請により「学校施設の非構造部材の耐震点検」を実施している。当施設の寄宿舍棟の点検結果は外壁の一部にひび割れがあること以外は大きな異常はないという結果であった。</p> <p>しかし、当施設に高等部就労コースを設置するにあたり、当寄宿舍を改修しての利用を計画していたが、調査の結果、多額の改修費用が必要と判断され、新築する計画に変更している。</p> <p>毎年の点検で大きな異常はないと判断していたにもかかわらず大規模改修が必要となったのは現行の定期点検では構造体や附属設備の劣化度に関する点検が実施されていないためと考える。</p> <p>県は、現行の定期点検でカバーできない部分については、「施設管理者のための県有施設日常点検管理の手引き」を活用して追加実施し、学校施設が安全かつ効率的に活用できているかチェックする必要があると考える。</p>	p. 378
11	<p>6-28 元三川第 3 号職員アパート</p> <p>① 未利用財産の県ホームページ等での公表による利活用・売却の促進について</p> <p>当施設について、平成 25 年 4 月の公舎指定解除以降、県の未利用財産の利活用・売却等に関する意思決定プロセスに従い、部局内の検討、全庁的な検討を経て、毎年、庄内地域の 2 市 3 町に対して「普通財産（土地）一覧表」として当該敷地を含む情報提供を行い、利用計画について照会しているが、現状、利活用につながっていない。</p> <p>県は、上記一覧表に未利用建物を含めた売却・貸付可能一覧を作成し、県ホームページ等での公募やサウンディング調査の実施等、民間への情報発信をし、財産の利活用・売却を促進することを検討されたい。</p>	p. 418

(遊休備品等に係るもの)

意見の要約		参照頁
1	<p>6-1 山形県郷土館</p> <p>⑤ 使用しなくなった備品に係る遊休備品登録について</p> <p>県が指定管理者に貸与している一部の備品について、現地調査日現在使用されておらず、施設の現状を踏まえると今後も使用が見込まれない状況であった。</p> <p>県は、当施設において今後の使用が見込まれないものについては、遊休備品登録を行って、全庁的な利活用の照会や市町村・公共的団体等への情報提供等を行うことにより、財産の有効活用を図っていくことが望ましい。</p>	p. 186
2	<p>6-5 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館</p> <p>③ 使用しなくなった備品に係る遊休備品登録について</p> <p>県が指定管理者に貸与している一部の備品について、現地調査日現在使用されておらず、施設の現状を踏まえると今後も使用が見込まれない状況であった。</p> <p>県は、当施設において今後の使用が見込まれないものについては、遊休備品登録を行って、全庁的な利活用の照会や市町村・公共的団体等への情報提供等を行うことにより、財産の有効活用を図っていくことが望ましい。</p>	p. 228
3	<p>6-10 産業技術短期大学校庄内校</p> <p>③ 除籍図書に係る売却及び古紙回収等の検討について</p> <p>当施設では今回図書室の蔵書及びレイアウトの見直しを行った結果、大量の蔵書を処分することとなった。</p> <p>除籍本について、業者への売却による収支が焼却等処分に要する経費よりプラスとなり、かつ売却後の適正な取り扱いが確保されるような場合は、売却及び古紙回収等の選択肢をより積極的に検討することが望ましい。</p>	p. 273

(監査要点⑦)財産（公有財産、物品）の取得、貸付け（減免を含む）、処分及び管理に係る事務手続きは適切か

(1) 指摘事項

《全般的事項》

(その他)

指摘事項の要約		参照頁
1	<p>1-2 「県有施設の長寿命化と維持管理コストの低減」のための具体的な取組み</p> <p>① 優先的検討方針に基づく評価結果の公表について</p> <p>山形県立新庄病院改築整備事業について、「山形県公民連携及び民間資金等の活用による公共施設等の整備に係る手法を導入するための優先的検討方針」に基づき、PPP/PFI 手法の導入の適否を検討した結果、適しないと評価している。</p> <p>この場合、優先的検討方針において、入札手続の終了後適切な時期に、PPP/PFI 手法簡易定量評価調書の内容をインターネット上で公表することとしているが、令和3年10月時点で公表されていない。令和2年12月に施工業者が決定し入札手続きが完了していることから、適切な時期にインターネット上で公表する必要がある。</p>	p. 86

《個別施設等》

(地方公会計に係るもの)

指摘事項の要約		参照頁
1	<p>6-5 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館</p> <p>④ 地方公会計の固定資産台帳上のデータ重複の修正について</p> <p>当施設について、県の地方公会計データのうち固定資産台帳の情報にデータの重複があった。</p> <p>県は、基本方針に地方公会計で算出された有形固定資産減価償却率の推移を盛り込み、施設老朽化の進行状況の参考とすることを予定している。有形固定資産減価償却率を適切に把握するためには固定資産台帳が正確である必要があり、当該データの重複について修正する必要がある。</p>	p. 229
2	<p>6-20 遊佐高等学校</p> <p>④ 地方公会計の固定資産台帳上の除却登録漏れの修正について</p> <p>当施設について、県の地方公会計データのうち固定資産台帳の情報に、データの重複と除却登録漏れが確認された。旧自転車置き場は重</p>	p. 364

指摘事項の要約		参照頁
	<p>複して登録され、かつ、平成 28 年度に解体して別に新設しているが、固定資産台帳上はその全てが登録されている状況であった。</p> <p>県は、基本方針に地方公会計で算出された有形固定資産減価償却率の推移を盛り込み、施設老朽化の進行状況の参考とすることを予定している。有形固定資産減価償却率を適切に把握するためには固定資産台帳が正確である必要があり、県は、地方公会計の固定資産台帳上、当施設に係る除却登録漏れについて修正する必要がある。</p>	
3	<p>6-26 県営飯塚住宅</p> <p>① 地方公会計の固定資産台帳上の耐用年数適用誤りの修正について</p> <p>当施設について、県の地方公会計の固定資産台帳上、木造であるが鉄筋コンクリート造の耐用年数等が適用され、建築工事と機械設備工事・電気設備工事が区分されているが全て建築工事の耐用年数が適用されて減価償却費の計算が行われていた。</p> <p>県は、基本方針に地方公会計で算出された有形固定資産減価償却率の推移を盛り込み、施設老朽化の進行状況の参考とすることを予定している。有形固定資産減価償却率を適切に把握するためには固定資産台帳が正確である必要があり、県は、固定資産台帳上、当施設に係る耐用年数登録を修正する必要がある。</p>	p. 409
4	<p>6-27 元蔵王西部牧場</p> <p>① 地方公会計の固定資産台帳上のデータ重複及び除却登録漏れの修正について</p> <p>当施設について、県の地方公会計の固定資産台帳上、データの重複及び既に解体して実在しない施設の除却登録漏れが確認された。</p> <p>県は、基本方針に地方公会計で算出された有形固定資産減価償却率の推移を盛り込み、施設老朽化の進行状況の参考とすることを予定している。有形固定資産減価償却率を適切に把握するためには固定資産台帳が正確である必要があり、県は、固定資産台帳上、当施設に係るデータ重複及び除却登録漏れについて修正する必要がある。</p>	p. 413
5	<p>6-30 酒田北港地区</p> <p>② 地方公会計の固定資産台帳上の移管登録漏れの修正について</p> <p>当財産について、県の地方公会計の固定資産台帳上、平成 23 年度に企業局へ移管済みであるが、土地取得事業特別会計の固定資産として登録されている。</p> <p>県は、基本方針に地方公会計で算出された有形固定資産減価償却率の推移を盛り込み、施設老朽化の進行状況の参考とすることを予定し</p>	p. 429

指摘事項の要約		参照頁
	ている。有形固定資産減価償却率を適切に把握するためには固定資産台帳が正確である必要があり、県は、固定資産台帳上、当財産に係る移管登録漏れを修正する必要がある。	

(備品管理に係るもの)

指摘事項の要約		参照頁
1	<p>6-1 山形県郷土館</p> <p>④ 県有備品に対する標示票貼付等の徹底について</p> <p>県が指定管理者に貸与している備品について備品一覧表をもとに現物との照合を実施した結果、多くの備品について備品標示票が貼付されていなかった。</p> <p>県は、展示品以外のキャビネットや机などの施設特有の景観を損ねるおそれのない備品について、備品の所有権を明確にし、定期的を実施する備品一覧表との照合確認を容易に行うことができるよう、山形県財務規則第 155 条の規定に従い、所定の備品標示票を備品現物へ貼付する必要がある。</p>	p. 185
2	<p>6-2 山形県県民の海・プール</p> <p>④ 備品の除却処理漏れについて</p> <p>当施設で保有している備品に関して、現物はすでに廃棄を行っているにもかかわらず、備品一覧表に登載されたままとなっている備品が 2 件確認された。</p> <p>県はすでに廃棄済みの 2 件の備品に関して、規定に基づき不用の決定の手続きを行う必要がある。</p>	p. 195
3	<p>6-2 山形県県民の海・プール</p> <p>⑤ 備品標示票の貼付漏れについて</p> <p>当施設で保有している備品に関して、備品標示票の貼付が漏れている備品が 1 件確認された。</p> <p>県は備品標示票の貼付が漏れている備品に関して、規定に基づき備品標示票を貼付する必要がある。</p>	p. 196
4	<p>6-20 遊佐高等学校</p> <p>③ 最新の備品一覧表に基づく照合確認の確実な実施について</p> <p>県では、毎年 7 月備品現物と備品台帳との照合確認を実施しているが、当施設で令和 3 年 7 月に実施された備品照合確認において、担当者は前年度の備品台帳を加工後使用して現物との照合を行っており、内容を精査したところ、照合時点までに廃棄したものが台帳に含まれ</p>	p. 362

指摘事項の要約		参照頁
	<p>ていた。</p> <p>よって、県は、備品照合の手続きについて、「物品の管理事務について(通知)」に従って最新の備品一覧表に基づき確実に実施する必要がある。</p>	
5	<p>6-24 天童警察署</p> <p>② 備品標示票のない備品の標示について</p> <p>当施設の備品の一部について、山形県財務規則で定める備品標示票が貼付されていなかった。</p> <p>県は、山形県財務規則等に従い備品標示票の貼付等を行い、常に管理台帳等との照合確認ができるように対応する必要がある。</p>	p. 395

(使用許可手続きに係るもの)

指摘事項の要約		参照頁
1	<p>6-2 山形県民の海・プール</p> <p>③ 自動販売機の設置及び運営を指定管理業務とする場合の事務手続きについて</p> <p>当施設における自動販売機の設置及び運営について、県は指定管理業務に含まれるものと判断し、使用許可手続きを行っていないが、仕様書等に指定管理業務の範囲内である旨などの記載がなく、調製することが求められている書類等も具備されていない。</p> <p>県は、「行政財産の目的外使用許可事務取扱要領」に従い、仕様書等にその旨及び光熱水費の取扱いを明記するとともに、行政財産使用許可台帳に準じた台帳を調製し、設置位置及び構造等必要事項を記録した敷地平面図等を具備する必要がある。</p>	p. 194
2	<p>6-13 工業技術センター</p> <p>⑤ 行政財産目的外使用許可の更新手続漏れについて</p> <p>当施設の敷地内の一部に関して、行政財産目的外使用許可に関する更新手続きが漏れている事案が確認された。</p> <p>現地調査時点において、使用許可申請書の提出漏れがあったことを把握し、申請書の提出に向けた手続きを行っているとのことであるが、同様の使用許可申請漏れがないように、行政財産目的外使用許可申請に係る手続きの徹底を図るべきである。</p>	p. 303

(収納・減免事務に係るもの)

指摘事項の要約		参照頁
1	<p>6-4 置賜文化ホール</p> <p>③ 施設使用許可申請書及び減免申請書の様式について</p> <p>当施設における使用許可申請及び減免申請に係る事務手続きは、条例施行規則に定めるものとは異なる手続きにより行われていた。</p> <p>県は、当該事務手続きについて規則に定める運用に改めるべきである。仮に、規則に基づく運用が実務上支障がある場合には、規則で定める様式を実際に使用している様式に改めるべきである。</p>	p. 214

(2) 意見

《全般的事項》

(地方公会計に係るもの)

意見の要約		参照頁
1	<p>4 地方公会計制度の活用</p> <p>① 正確な固定資産台帳更新のための全庁的な関与等の検討について</p> <p>固定資産台帳について、施設所管課に内容を確認せず登録しているため、データの重複登録や除却登録漏れ、資産内容・構造の誤認識による耐用年数の適用誤り等が検出された。</p> <p>固定資産台帳への登録を誤ると、正確な減価償却計算が行われず、今後の公共施設マネジメントにおいて活用予定の「有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）」を適切に把握することができない。よって、県は、「定期的に資産登録内容について各所管課が確認作業を行うプロセスの整備」や「歳出執行データの摘要欄への記載ルールの設定」などにより、庁内全体で適切な固定資産台帳を更新することを検討されたい。</p>	p. 164

《個別施設等》

(備品管理に係るもの)

意見の要約		参照頁
1	<p>6-8 山形県神室少年自然の家</p> <p>② 撤去に係る手続き及び緊急時の運用に関する周知の検討について</p> <p>老朽化による故障のため点灯しない状態となっている玄関横の外灯について、撤去に係る手続きを進めているものの、事務処理に時間を要し、撤去作業を開始できない状況であった。</p> <p>撤去までの事務の手続きはあるものの、緊急時には手続きに先行し</p>	p. 254

意見の要約		参照頁
	<p>て処分することも可能な運用となっているが、施設所管部局では、今回のような撤去事務は初めてであり、申請手続きに不慣れで緊急時の運用について認識不足があったため、時間を要していたものとする。</p> <p>今後、施設の老朽化に伴い、こうした撤去が増加することが考えられるため、県は、事務手続き及び緊急時の運用について周知するなど検討されたい。</p>	

(収納・減免事務に係るもの)

意見の要約		参照頁
1	<p>6-7 山形県立博物館</p> <p>② 入館料の管理手続きについて</p> <p>入館料の管理は、担当者が蛍光マーカーにより現金をカウントしたことの証跡があるのみで、担当者の署名や押印といった証跡はなく、また上長による確認印等も見られなかった。</p> <p>県は、あるべき入館料の金額と現金実際有高を確かめたことを示す担当者の署名又は押印等による管理の証跡を残すとともに、上長による確認という統制手続を実施することにより、不正リスクを最小限に抑える適切な管理を行っていくことが望ましい。</p>	p. 247
2	<p>6-13 工業技術センター</p> <p>③ 減免基準の明確化について</p> <p>当施設では、手数料条例において「特に公益上必要があると認めるときは、手数料を減免することができる」と規定されているが、具体的な減免基準を設けておらず、減免申請がある都度、「公益上必要があると認め」られるかの検討した上で減免の認可をしている。</p> <p>事案ごとに減免の認可可否を検討するのでは事務の非効率につながりかねないため、あらかじめ想定される減免事案があるのであれば、減免基準を設定することを検討されたい。</p>	p. 302